

令和3年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和3年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕  
日程第 5 議案第 1号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第 2号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第 3号 中川村過疎地域持続的発展計画に策定について  
日程第 8 議案第 4号 令和2年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 9 議案第 5号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 10 議案第 6号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 11 議案第 7号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 12 議案第 8号 令和2年度中川村水道事業決算認定について  
日程第 13 議案第 9号 令和2年度中川村下水道事業決算認定について  
日程第 14 議案第 10号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第4号）  
日程第 15 議案第 11号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第 16 議案第 12号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第 17 議案第 13号 令和3年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第 18 議案第 14号 令和3年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第 12 一 般 質 問

7番 桂川雅信

- (1) 小規模校の教育格差を解消するために  
・当面は専科教員の配置を村費でも行うべき
- (2) 豪雨時の避難指示判断基準には内水氾濫も考慮すべきです。
- (3) 避難準備、避難指示発令下の要支援者避難について
- (4) 水道ビジョンの改訂にあたっての提案
- (5) 土砂災害警戒区域の家屋防護に対する支援ができないか

6番 中塚礼次郎

- (1) 耕作維持管理ができなくなった農地の保全について
- (2) 小中学校の女子トイレに生理用品の配置を
- (3) 保育園の未満児保育について

3番 松澤文昭

- (1) 中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策について

5番 松村利宏

- (1) 行政のデジタル化について
- (2) 村の活性化・人口減少対応について

出席議員（9名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	(欠員)
10番	山崎啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	会計管理者	半崎節子
保健福祉課長	眞島俊	住民税務課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	産業振興課長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆	環境水道室長	岡田俊彦
監査委員	飯島寛	代表監査委員	

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子  
書記 座光寺てるこ

令和3年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年9月7日 午前9時00分 開会

○事務局長	御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
○議長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 御参集御苦労さまでございます。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年9月中川村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。 ここで村長の挨拶をお願いします。
○村長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用のところ定刻に参集をいただき、誠にありがとうございます。 今年は例年になくタイプの降雨の年と言える年ではないかと振り返っております。 5月21日には前線の移動に伴い片桐から南向にかけて集中的な降雨がありました。今年最初の大雨洪水警報発令に続き土砂災害警戒情報が発令をされ、高齢者等避難発令、避難所を開設してまいりました。 2021年の関東甲信越地域の梅雨入りは6月14日、明けが7月16日と昨年より2週間も早く、その後、猛暑続きとなりました。 8月7日の立秋の後、停滞前線が西日本にかかり、東日本まで延びて、8月20日の前線消滅まで全国に洪水・土砂災害をもたらしました。 当伊那地方にも前線による大雨の影響は大きく、伊那谷の北部、辰野町、箕輪町などでは道路、林道、鉄道など公共施設が被災したほか、岡谷市では盆に帰省中の家族が土石流に遭い3人の方が亡くなるという痛ましい災害が発生したところであります。亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、被災地域の日も早い復旧を願うばかりであります。 梅雨前線の復活とも、早い秋雨前線の活動とも、例年になく気象現象に対して、停滞前線に向かって水蒸気を大量に含む暖気が連続して流れ込む気象現象が引き起こしたこととはいえ、降り始めると大量の降雨が集中するここ数年の気象現象は地球の温暖化によることに疑う余地はないと思うところであります。 新型コロナウイルス感染症は、終息の兆しはなく、一旦収まるかに見えて、警戒を緩めると再び爆発的に広がりを見せております。RNA遺伝子の一部が変異し感染力が強く重症化されると言われるデルタ株、変異ウイルスが若い人を中心に感染拡大し、20歳以下の若者、子どもの発症が増えております。 長野県は8月20日から9月2日の期間、全圏域で警戒レベル5、特別警報2を発生していましたが、一時より発症者数は少なくなったとはいえ、感染発症者が出ている

現状を踏まえて、ウイルスを徹底して封じ込めるために9月3日から9月12日の10日間の期限つきで県民の命と暮らしを救う集中対策期間宣言を行い、県民にコロナ対策の継続を呼びかけています。

警戒レベル5発出中に村民の方2名の陽性が確認をされました。濃厚接触者と判断される関係者の検査により全員陰性が確認され、当面の感染拡大はないものと安堵しつつも、誰もが感染する可能性があるという認識を新たにし、日常の予防策に加えて、社会的な距離を保ち、飲食は親しい人に限定し4人以下の少数で行うこと、暑く、積もるストレス発散にお酒を飲む場合も分かり合えた人4人以下で夜8時までに終了するなど、日常行動を守る生活を続ける必要があります。

コロナの感染症は、サービス業、分けても飲食、関連の小売業、観光宿泊業経営に大きな影響を残しております。

望岳荘、中川観光開発株式会社の今期、第51期——今期であります——決算は780万円余の赤字となる見込みであります。村の事業継続指定管理料2,500万円余りと国・県各種助成金等を除く営業利益は4,000万円を超える損失、マイナスとなる見込みであります。

また、初めて運転資金の借入れ、村、支援企業からの増資による資金援助をいただいている結果でありまして、現状を厳しく捉えると同時に、コロナの影響の大きさを痛感しておるところであります。

8月26日、内閣府は4月から6月期の月例経済報告を発表しております。四半期別GDP、実質国内総生産額は前期比0.3%増、年率換算で1.3%増となり、「個人消費は、サービス支出を中心に弱い動きとなっている。」というふうにしております。生産、出荷、在庫に関しては「生産は、持ち直している。」というふうにしております。

長野労働局の発表によりますと、令和3年7月分のハローワーク伊那月間有効求人倍率は1.39倍、2020年7月比でプラス0.7ポイント増でありまして、6月から0.09ポイント増となっており、企業の生産、操業の回復を示しております。

しかしながら、未発表であります。8月のコロナ感染症第5波の拡大はサービス業の求人には大きく影響することが予測できまして、全ての業種が堅調に回復という状況にはないことは想像に難くない状態であります。

さて、本議会で御審議いただきます議案でございますが、手数料徴収条例の一部を改正する条例等、条例改正が2議案、さきに成立いたしております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定いたします市町村が作成しなければならない中川村過疎地域持続的発展計画の議会同意を求める1議案、令和2年度一般会計歳入歳出決算、3つの特別会計決算及び同年度水道・下水道事業会計歳入歳出決算の6会計の決算認定議案、令和3年度一般会計補正予算をはじめとする特別会計・事業会計補正予算、合わせて5つの補正予算議案の14の議案を審議していただきたく議案上程をいたしております。

そして最終日になりますが、新型コロナウイルス感染症対策として長野県特別警報2発出事業者支援交付金に係ります追加の補正予算と固定資産評価審査委員会委員お

二人の選任に関わる人事案、合わせての3議案と人権擁護委員候補者の推薦同意に関する諮問について審議をいただく予定でございます。

決算認定審議につきましては、年間の取組の到達点と現状、成果と今後の課題も含めて担当部署から丁寧な説明に心がけてまいります。

今議会で上程いたします全ての議案につきましては、17日間の長い審議日程ではありますが、慎重な審議の上に賢明な御判断を賜わり御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により6番 中塚礼次郎君、7番 桂川雅信君を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しております。

この際、議会運営委員長長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(大原 孝芳) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月7日から9月24日までの18日間とするものです。

次に日程ですが、本日は承認第1号の承認案件につきまして上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の条例案件と議案第3号の一般議案については、上程から提案理由の説明、質次、討論、採決までをお願いします。

議案第4号から議案第9号までの令和2年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会に付託してください。

議案第10号から議案第14号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

8日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

9日及び13日～16日の5日間は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

10日17日21日及び22日は議案調査とします。

最終日の24日は午後2時から本会議を行い、令和2年度各会計決算の特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

議案第15号の一般会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

次に、議案第16号、議案第17号及び諮問第1号の人事案件について説明、質疑、討論、採決を行います。

追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までお願いする予定です。

○議 長 なお、議場内においては6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議 長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から9月24日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり写しをお手元に配付しておきましたので御覧いただき、御了承願います。

次に、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については報告書の写しをお手元に配付しておきましたので御覧いただき、この件に関しては後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 承認第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、本年6月16日付で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い中川村税条例の一部の改正を行ったもので、6月16日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し承認を求めます。

例規集は1巻1751ページからになります。

今回の改正は、お手元にお配りしてあります条例及び新旧対照表を御覧ください。

税条例附則第10条の2第18項を固定資産税に関する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律及び地方税の改正に伴う修正であり、法改正に合わせたものに修正しました。

次に附則であります。

まず施行期日は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとし、経過措置につきましてはそれぞれの時期及び内容を定めております。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第1号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は1巻2131ページからになります。

今回の条例改正は、お手元にお配りしてあります条例及び裏面の新旧対照表を御覧ください。

別表中、第4項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく事務の個人番号カードの再交付手数料については地方公共団体情報システム機構で定めることとなったため、中川村手数料徴収条例から個人番号カードの再交付に係る手数料を削除するものです。

本条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第2号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、総務省令により過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充及び延長が行われたことにより本案を提案するものであります。

例規集は2巻の1051ページからとなります。

本案は過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から現行制度を見直すとしたもので、商工業振興条例第2条第3項の工場を生産設備等とするもののほか、必要な改正を行います。

内容は、対応業種について情報サービス業、インターネット附属サービス業、通信販売、市場調査等を追加し、取得価格については現行2,700万円を超えるものを資本金の規模に応じ500万円まで引き下げ、対象となる設備投資は現行が新設、増設のみであるものを取得または製作もしくは建設と広げ、適用期間については令和6年3月31日まで3年間延長するものであります。

施行期日は令和3年4月1日から適用します。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 中川村過疎地域持続的発展計画に策定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第3号について提案説明をいたします。

中川村過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の第1項の規定により本案を提出するものであります。

中川村は今回の法改正において引き続き10年間の過疎地域の指定を受けることになり、新たな過疎地域持続的発展計画の策定を進めてきました。計画の策定は、庁内策定委員会で原案を策定し、パブリックコメント等で付せられた意見、要望及び県の意見を踏まえて取り組んできました。

内容につきましては去る7月27日及び8月27日の議会全員協議会で説明をさせていただきましたが、第6次総合計画前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を基本とし、また前計画の過疎地域自立促進計画を継承しつつ、地域の持続的発展を推進し一人一人の元気が生きる元気な村づくりを進めようとするものです。

計画の体系につきましては、第6次総合計画及び県が定める過疎地域持続的発展方針に基づいて構成をされています。

計画期間につきましては令和3年度～令和7年度の5年間となっています。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第8 議案第4号 令和2年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第5号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第6号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第7号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第8号 令和2年度中川村水道事業決算認定について

日程第13 議案第9号 令和2年度中川村下水道事業決算認定について

以上の6議案は令和2年度の決算であり関連がありますので、議会会議規則第37条

の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第8 議案第4号から日程第13 議案第9号までを一括議題とします。

○会計管理者 提案理由の説明を求めます。

議案第4号から議案第7号までの令和2年度各会計歳入歳出決算認定に係る決算書について説明をいたします。

初めに、議案第4号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。

まず6ページ、令和2年度の歳入総額は46億1,921万1,423円で、歳出総額は43億880万3,568円です。

歳入歳出差引残高は3億1,040万7,855円です。

では、1ページに戻っていただき、歳入歳出決算書の款、項について説明をいたします。

なお、金額については1,000円単位で申し上げますので、お願いいたします。

まず歳入の1款 村税は、収入済額4億7,584万1,000円で、軽自動車税以外は減収、前年度比1.5%の減となりました。

不納欠損は村民税と固定資産税で22万4,000円、また収入未済額、村税の滞納額は875万7,000円で、村税全体の徴収率は98.1%と上がり、滞納額は前年度比17.1%減っています。

2款 地方譲与税、5款 株式等譲与所得割交付金、6款 法人事業税交付金は前年度に比べ増収で、3款の利子割交付金と4款の配湯割交付金は前年度に比べ減収でした。

7款の地方消費税交付金は1億143万2,000円で、前年度比24.8%の増で、社会保障財源分が大きく増え、9款 環境性能割交付金も前年度に比べ増額で交付されました。

2ページ、11款の地方特例交付金は552万1,000円で、子ども・子育て支援臨時交付金が減ったため前年度比1,814万4,000円の減でした。

12款の地方交付税は歳入構成比率43%と最も多く19億8,521万1,000円で、前年度比9.2%の増となりました。

13款の交通安全対策特別交付金は50万7,000円交付され、14款の分担金及び負担金は1,677万1,000円で、県営事業分担金及び児童福祉費負担金が減額となり、前年度比38.2%の減となっています。

負担金の収入未済額は滞納額で37万1,000円、ほとんどが令和元年度以前の保育料分であります。

15款の使用料及び手数料は6,014万9,000円で、1項の使用料は前年度比4.3%の減となっています。

収入未済額は滞納分127万6,000円で、住宅使用料です。前年度より40万7,000円増えています。

16款の国庫支出金は9億1,728万円で、前年度比7億3,606万5,000円の増です。うち国庫負担金は公共土木施設災害復旧費等もあり前年度比31.1%の増、2項 国庫補助金は特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症等で前年度比7億44万3,000円の増です。

収入未済額の5,157万9,000円は令和3年度への繰越明許分です。

17款の県支出金は2億5,261万6,000円、うち県負担金は前年度比7.1%の増、2項 県補助金は前年度比8.2%の減、収入未済額5,378万8,000円は主に災害復旧費で、令和3年度への繰越明許分です。

18款の財産収入は村営住宅売払いがあり前年度比30.2%の増。

3ページ、19款の寄附金は5,837万円で、ふるさと応援や企業版ふるさと納税が大きく増額し、前年度に比べ5,511万円の増額となっています。

20款の繰入金福祉基金より390万円、基金組替えを行った前年度に比べ多額の減となりました。

21款 繰越金2億3,386万3,000円は前年度比4.5%の増となっています。

22款 諸収入5,363万円は税の延滞金、各種雑入等で、前年度に比べ41%の増であります。

23款の村債は3億7,820万円で、前年度比19.7%の減です。

村債に係る収入未済額1,535万円は過疎対策事業債、緊急事前災害防止対策事業債など繰越明許事業に係るものです。

令和2年度末一般会計の税金、保育料負担金、住宅利用料等の収入未済額、滞納分は合計で1,040万4,000円、前年度比12.1%の減となっています。

以上が歳入の決算内容であります。

続いて歳出について説明いたします。

4ページを御覧ください。

1款の議会費は支出済額5,281万9,000円で、前年度比8.5%の減です。

2款の総務費は12億3,155万5,000円で、前年度からの繰越分もありましたが、定額給付金等が大きく3億2,036万2,000円、35.5%の増となっております。

3款の民生費は7億9,400万5,000円、前年度比4.4%の増。翌年度繰越額2,897万3,000円は社会福祉総務費に係るものです。

4款の衛生費は1億6,692万1,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業や片桐診療所備品購入等で前年度比5.8%の増となっています。

6款の農林水産業費は4億3,123万8,000円、前年度からの繰越分もあり6.7%の増。翌年度繰越額1,312万3,000円は林業振興費に係るものです。

7款の商工費は2億3,150万6,000円で、新型コロナウイルス関連での商品券、商工業支援補助・継続補助等、大きく増え、前年度比1億6,577万1,000円の増となっています。翌年度繰越金1,881万1,000円は商工振興費と観光費に係るものです。

8款の土木費は4億4,539万円、前年度からの繰越分もありますが、前年度比4.3%の減です。翌年度繰越額1億4,415万5,000円は道路維持管理事業や道路新設改良事

業に係るものです。

5 ページ。

9 款の消防費は 9,644 万 3,000 円、前年度比 24.8%の減となっています。

10 款の教育費は 4 億 6 万 9,000 円、小中学校費は減額、社会教育・保健体育費は増額で、全体では前年度とほぼ同額でした。翌年度繰越額 4,716 万 8,000 円は小中学校管理費、保健体育費に係るものです。

11 款の災害復旧費は 7,157 万 5,000 円で、農林施設と土木施設の災害復旧費で、前年度に比べ 5,705 万 1,000 円の増額です。翌年度繰越額は 7,314 万 7,000 円となっています。

12 款の公債費は 3 億 8,727 万 7,000 円、前年度比 2.9%の減となっています。

以上が歳出の決算内容であります。

なお、7 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については説明を省略させていただきます。

次に決算書 98 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1 歳入総額から 3 歳入歳出差引額は、最初に申し上げましたとおりです。

4 翌年度に繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額 6,032 万 671 円は明許繰越の一般財源であります。

3 の歳入歳出差引額から 4 の(2)繰越明許費繰越額を差し引いた 5 の実質収支額は 2 億 5,008 万 7,184 円となります。

歳入歳出総額は前年度に比べ歳入決算額で 15.5%、歳出決算額で 14.5%、繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額も 36.6%と、全て増となりました。

次に 99 ページからの財産に関する調書を御覧ください。

1 の公共用財産から 3 債権までの増減は御覧のとおりです。

102 ページ、4 の基金ですが、令和 2 年度に 2 つの基金を新設しました。

年度末現在高は財政調整基金 10 億 7,080 万円をはじめとし 17 基金の合計で 25 億 3,029 万 8,000 円、前年度に比べ 6.4%の増となっています。

以上で一般会計を終わります。

次に特別会計決算ですが、最初に、議案第 5 号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

国保 3 ページを御覧ください。

表下、令和 2 年度の歳入総額は 4 億 4,637 万 7,358 円、歳出総額は 4 億 3,843 万 2,114 円で、歳入歳出差引残高は 794 万 5,244 円です。前年度に比べ歳入は 1.3%、歳出も 1.3%、それぞれ減であります。

国保 1 ページに戻っていただき、歳入ですが、1 款 国民健康保険税は収入済額 1 億 70 万 3,000 円で、前年度比 0.1%の減となっています。不納欠損額は 6 万 5,000 円で、収入未済額の滞納額は 320 万 9,000 円で、徴収率は 96.85 と上がり、滞納額は前年度に比べ 26.9%減っています。

5 款 国庫支出金は 64 万 8,000 円で、補助金。

8 款の県支出金は 3 億 935 万 7,000 円で、前年度比 0.3%の減です。

13 款の繰入金は、一般会計から 2,251 万 1,000 円、国保支払準備基金からの繰入れはありませんでした。

次に国保 2 ページからの歳出です。

2 款 保険給付費は 2 億 9,996 万 4,000 円、前年度比 3.8%の減となっています。

3 款 国民健康保険事業納付金は 1 億 2,172 万 1,000 円で、前年度比 0.2%の減です。

次に国保 17 ページの財産に関する調書を御覧ください。

国保支払準備基金は利子分を含む 5 万円を積み立て、取崩しはなく、年度末残高 2,545 万円となっています。

次に、議案第 6 号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算をお願いします。

介護 3 ページを御覧ください。

歳入総額は 6 億 6,466 万 9,965 円、歳出総額は 6 億 3,303 万 9,590 円で、歳入歳出差引残高は 3,163 万 375 円です。前年度比、歳入は 5.2%、歳出は 7.3%、それぞれ減であります。

介護 1 ページに戻っていただき、歳入の 1 款 保険料は 1 億 2,516 万 8,000 円で、第 7 期介護保険事業計画の最終年度なので基本保険料率は平成 30 年度と変わっていません。前年度比 0.9%の減です。

不納欠損はなく、収入未済額の滞納額は 183 万 7,000 円で、徴収率が 98%と下がり、滞納額は前年度に比べ 21.8%の増となっています。

4 款の国庫支出金、5 款の支払基金交付金、6 款の県支出金は、それぞれ保険給費と地域支援事業費に充てられる収入です。

10 款の繰入金は、一般会計から 8,846 万 3,000 円、介護給付費準備基金を取り崩しでの繰入れはありませんでした。

介護の 2 ページ、歳出。

2 款 保険給付費は 5 億 9,100 万 7,000 円、前年度比 3.8%の減。

5 款の地域支援事業は 2,771 万 1,000 円で、前年度比 4.4%の減でした。

次に、介護 17 ページの財産に関する調書を御覧ください。

介護給付費準備基金は、積立て、取崩しともになく、年度末残高で 3,200 万円となっています。

次に、議案第 7 号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算をお願いします。

後期 2 ページを御覧ください。

歳入総額は 5,734 万 6,733 円、歳出総額は 5,734 万 2,733 円で、歳入歳出差引残高は 4,000 円となります。前年度比、歳入は 2%、歳出は 2.7%、それぞれ増であります。

後期 1 ページに戻っていただき、1 款 後期高齢者医療保険料は 4,451 万 8,000 円で、前年度比 2.7%の増です。

収入未済額の滞納額は 15 万 4,000 円で、徴収率は 99.69%と上がり、滞納額は前年



度に比べ6万1,000円の減となっています。

4款の繰入金は1,243万4,000円で、全額、一般会計からです。

後期2ページの歳出。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は5,673万3,000円で、前年度比2.8%の増です。その内訳は、保険料負担金と保健基盤安定負担金です。

以上、一般会計及び特別会計3会計の決算書の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしく願いいたします。

議案第8号の説明をさせていただきます。

令和2年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしています。

説明に当たり、金額は1,000円未満切捨てで申し上げます。

まず1ページからの決算報告書について説明します。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入の第1款 収益的収入の決算額は1億2,871万円であります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は1億1,559万3,000円であります。

2ページであります。

(2) 資本的収入及び支出です。

収入の第1款 資本的収入の決算額は2,465万6,000円であります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は6,327万円であります。

欄外記載のとおり差引き3,861万4,000円の不足となりますが、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に3ページからの財務諸表であります。記載については税抜き表示でお願いします。

3ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は9,364万8,000円、2 営業費用は1億760万4,000円となり、収益から費用を引いた営業利益は1,395万5,000円の損失となりました。

3 営業外収益2,680万5,000円及び4 営業外費用139万7,000円を差し引きした経常利益は1,145万2,000円となりました。

5 特別利益及び6 特別損失を計上後、当年度純利益は1,122万9,000円となりました。

また、当年度分未処分利益剰余金は4億9,689万7,000円となりました。

続いて4ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金490万円、資本剰余金720万5,000円、現在積立金4,280万円及び未処分利益剰余金4億8,566万8,000円がありました。

損益計算書による当年度純利益の1,122万9,000円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は4億9,689万7,000円となりました。

下の表は剰余金処分計算書です。上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の全てをそのまま翌年度に繰越し処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和2年度末現在の財政状況を表しています。

資産合計は13億3,932万7,000円であります。

負債合計は7億8,749万4,000円、資本合計は5億5,183万3,000円で、負債と資本の合計は資産合計と同額となるものであります。

6ページ以下は決算附属書類です。事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読みいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和2年度中川村下水道事業決算認定について説明いたします。

下水道事業につきましては令和2年度から地方公営企業法を適用しましたので、今回は初めての企業会計方式による決算報告となります。

説明に当たり、金額は1,000円未満切捨てで申し上げます。

まず1ページからの決算報告書について説明します。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入の第1款 収益的収入の決算額は3億1,273万4,000円であります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は2億9,441万円であります。

2ページの(2) 資本的収入及び支出です。

収入の第1款 資本的収入の決算額は7,385万円であります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は1億9,809万6,000円であります。

欄外記載のとおり差引き1億2,424万6,000円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページであります。

(3) 特例的収入及び支出ですが、企業会計開始時のみ計上するものであります。

収入の第1款 特例的収入の決算額は886万8,000円であります。

支出の第1款 特例的支出の決算額は1,683万3,000円であります。

次に4ページからの財務諸表ですが、記載については税抜き数値となっています。

まず4ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は7,736万8,000円、2 営業費用は2億4,338万7,000円となり、収益から費用を引いた営業利益は1億6,601万9,000円の損失となりました。

3 営業外収益2億2,764万円及び4 営業外費用3,342万7,000円を差し引きした営業利益は2,819万3,000円となりました。

5 特別利益及び6 特別損失を計上後、当年度純利益は1,983万1,000円となりました。

また、当年度末未処分利益剰余金は1,983万1,000円となりました。

続いて5ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

今回は初回の決算につき前年度末の処分後残高において資本金13億6,857万3,000円、資本剰余金1,662万4,000円を計上しました。

また、利益剰余金については損益計算書による当年度純利益の1,983万1,000円を未処分利益剰余金として処理しました。

下の表は剰余金処分計算書です。

上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の全てをそのまま翌年度に繰越し処理をしたいとするものであります。

続きまして6ページの貸借対照表ですが、これは令和2年度末現在の財政状況を表しています。

資産合計は47億8,588万8,000円であります。

負債合計は33億8,085万8,000円、資本合計は14億502万9,000円で、負債と資本の合計は資産合計と同額となるものです。

7ページ以下は決算附属書類でありますので、それぞれお読みいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

岡田です。

飯島監査委員と2人で地方自治法に基づく決算審査を行いましたので報告をさせていただきます。

まず1ページめくっていただいて、決算審査意見書。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

(1) 令和2年度一般会計歳入歳出決算から(2)(3)(4)の特別会計、そして(5) 令和2年度各種基金運用状況について審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和3年7月28・29日、8月2日3日の4日間行いました。

### 3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書、その他関係書類あるいは財産に関する調書及び各基金運用状況に関する調書等について計数の確認、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に実行されているかなどに主眼を置き、決算資料の検証及び関係職員さんからの説明聴取等の必要な審査手続をもって実施した。

## 第2 審査の結果

### 1 総括

#### (1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、その他関係書類は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政状況の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取組を着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別3会計とも実質収支は黒字となった。

飛びまして、

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

### (2) 決算規模

一般会計は前年度に比べて歳入で6億2,143万1,000円の増、歳出で5億4,488万6,000円の増となっております。

特別会計の合計は前年度比で歳入4,154万6,000円の減、歳出で5,400万円の減となっております。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は前年度比で2億8,966万6,000円、37.8%の増となっております。

以下の表に一般会計及び特別会計の決算額が記してありますので、細かくは読みませんが、後でお読みいただきたいと思えます。

### (3) 財政構造の弾力性

以下の表につきましては各指標、比率についての報告は省略いたしますが、今後も理想値に近づけるための運営を望みます。

飛びまして、

## 2 一般会計

### (1) 歳入

歳入については各科目とも歳入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりです。

なお、以下、先ほども会計管理者のほうから説明がありました。大きな増減があったり特別な項目があれば款、項目ということで報告をします。

#### ①村税

ア 村税の決算額は4億7,584万2,000円で、前年度比715万7,000円の減となっております。

イ 収入未済額は875万7,000円で、前年度比17.1%の減となっております。

村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも滞納額の解消を図る必要がありますが、滞納額解消には相当な困難を伴います。滞納整理体制の強化と滞納処分の実施により収納率向上につながるよう望むものである。

エ 村税の徴収率は98.1%、前年度比0.3ポイント徴収率が向上しました。このうち滞納繰越分の徴収率は34.1%で、前年度比9.3ポイントの減となっております。

○議長  
○代表監査委員

引き続き徴収率の向上に努力されたい。

飛びまして、

#### ④分担金及び負担金

ア 決算額は1,677万1,000円で、前年度比38.2%の減となっています。県営事業分担金等の分担金の減によるものが主な内容になっております。

飛びまして、

#### ⑥国庫支出金

決算額は9億1,728万1,000円、前年度比7億3,606万2,000円、406.2%の増となっています。主なものでは特別定額給付金事業の補助金4億8,400万円、新型コロナウイルス感染の臨時交付金2億1,572万7,000円等が主なものとなっております。

国庫支出金は各種事業の貴重な財源となるため、国からの通知や情報に注視して、その活用に向けて努力されたい。

#### ⑨寄附金

決算額は5,837万円で、前年度比1690.5%の増となっております。これは、御存じ企業版ふるさと納税4,050万円、ふるさと応援寄附金1,727万円等が主なものであります。

#### ⑩繰越金

決算額は福祉基金繰入金390万円、前年度比98.4%の減となっています。これは、先ほども説明がありましたけれども、前年度は基金の見直しがあり新しい基金にお金がたくさん繰り入れられたため、昨年度は減となっております。

#### ⑫村債

決算額は3億7,820万円で、前年度比19.7%の減となりました。

4行飛びまして、

先ほどから話がありますが、従来の過疎債が令和3年3月をもって失効しましたが、それに代わる新しい特別措置法が施行されました。今後の村の持続的な発展に向けた過疎債をはじめとする各種の財政支援を有効に利用し事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては単年度に偏ることなく計画的な起債事業の執行に努められたい。

#### (2) 歳出

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額43億880万4,000円、不用額2億5,182万9,000円で、予算に対する執行率は88.2%でありました。

不用額は予備費2億3,581万8,000円を除けば多額ではなく、補正予算の措置等、適切に処理されていることを認めました。

事業等については積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえました。

以下も同じく大きな増減、差異等があったものについて報告をさせていただきます。

#### ②総務費

ア 決算額は12億3,155万5,000円で、前年度比35%の増となりました。これは

下記にありますウの庁舎管理費1億374万9,000円、カ 企画総務費5億4,534万9,000円、キ ふるさと応援寄附金関連事業664万9,000円等が主な原因になっております。

飛びまして、

#### ⑥商工費

先ほど説明もありましたけれども、アの決算額は2億3,150万7,000円で、前年度比252.2%の増となっております。これは次にありますイの商工振興費の増によるものが大きな原因です。

商工振興費の増は、御存じのとおり新型コロナウイルス関連の臨時交付金を利用しましたなかかわ生活応援商品券発行事業とか制度資金保証料補給金交付等によるものであります。

今後とも商工会と連携して村内商工業者の要望に応えるよう努められたい。

#### ⑩災害復旧費

決算額は7,157万5,000円で、前年度比392.8%の増となっております。これは6月の豪雨災害により費用が増えたものであります。

#### ⑪公債費

ウ 起債の平成26年度借入れ分の元金償還が始まったことに伴い、今後、公債費が徐々に増加する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営を期待します。

#### (3) 基金

ア 積立基金及び低額運用基金の合計の前年度末現在高は23億7,706万3,000円で、令和2年度中の積立額は1億5,713万5,000円、取崩し額は390万円で、令和2年度末現在高は25億3,029万8,000円となっております。その運用については適正なものと認めました。

#### 3 特別会計

特別会計3会計の歳入合計11億6,839万4,000円、歳出合計11億2,881万5,000円で、予算に対する執行率は96.6%でした。

各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めました。

3つの特別会計につきましての徴収率等は先ほど会計管理者のほうから説明がありましたので省略をさせていただきます。

最後に、

#### 4 その他

(1) 産業振興課を中心として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業や給付が行われ、コロナ禍で影響を受けた人たちへの対策がタイムリーに行われたことを評価する。

(2) 住民税務課、保健福祉課、環境水道室、教育委員会等、様々な分野で税、料金等の未収金が生じています。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署の連携等により未収金解消に努力されており、近年の未収金は各項目で増減はあるものの、全体とすれば横ばいから漸減傾向にあります。今後もより積極的な取

組によってその解消になお一層努力されたい。

(3) 各課、各係での担当業務について見直し改善が図られ、より効率的で働きやすい組織として業務の推進が行われていることを評価します。

以上で決算審査の報告といたします。

○議長 ところで暫時休憩といたします。再開は追ってお知らせいたします。

[午前10時11分 休憩]

[午前10時14分 再開]

○議長 会議を再開いたします。

岡田代表監査委員からお願いします。

○代表監査委員 それでは、続きまして地方公営企業法に基づく水道事業会計と下水道事業会計の決算を行いましたので、意見書を提出させていただきます。

1 枚めくっていただいて、

1 審査の対象、(1) 令和2年度水道事業決算 (2) 令和2年度下水道事業決算。

2 審査の期間、令和3年7月28日から同年8月3日まで。

3 審査の方法

(1) 前期各事業の決算について経営成績及び財務状況が適切に表示されているかどうかについて審査を行った。

(2) 審査は提出された決算書及び附属書類の計数を関係諸帳簿と照合しながら帳票記録の正確性の検証、担当職員への質疑等により行った。

第2 審査の結果

前記各会計決算書及び財務諸表の記載事項については計数に誤りがなく正確で、経営状況と財政状況を適切に表示しているものと認めた。

以下に会計ごとの審査の結果を記します。

「令和2年度水道事業決算」

1 業務の状況

給水人口は4,736人で前年度より52人減少し、給水件数は822件で前年度より13件増加しています。

年間総配水量は58万2,495 m<sup>3</sup>で前年度より500 m<sup>3</sup>増加している。配水量のうち料金収入となった水量は44万7,349 m<sup>3</sup>で前年度より3,814 m<sup>3</sup>増加し、配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は76.80%で、前年度より0.59ポイント上昇しています。老朽化などが原因の本管破裂による漏水事故は例年並みでしたが、漏水調査を積極的に行い、有収率を向上させています。

2の経営状況等については、ただいま室長のほうから説明がありましたので省略をいたします。

3 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和2年度は1,122万9,000円の純利益となっている。

当年度末処理分利益剰余金は4億9,689万7,000円となっている。

今後とも健全経営のため、経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 平成28年度から有収率が改善しているが、今後も老朽化した配水管等の更新を進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力されたい。

続きまして令和2年度下水道事業会計決算。

1 業務の状況

令和2年度より地方公営企業法を適用し企業会計に移行した。

水洗化人口は3,441人で前年度より24人減少したが、水洗化戸数は1,390戸で前年度より18戸増加している。

水洗化率は92.86%で、前年度より0.12ポイント上昇している。

年間総処理水量は35万6,301 m<sup>3</sup>で、前年度より8,329 m<sup>3</sup>増加しているが、年間汚泥発生量は2,467 m<sup>3</sup>で前年度より156 m<sup>3</sup>減少しております。

2 経営の状況につきましては、先ほど室長のほうからる説明がありましたので省略をいたします。

3 審査意見の総括

(1) 令和2年度は1,983万1,000円の純利益となっている。

(2) 今後も引き続き下水道施設の的確な状況把握に努め、必要な維持修繕や更新を効率的に進められたい。

(3) 長期的かつ効率的な事業運営を図るため、施設の統廃合などを含めた汚水処理施設の整備方針の見直しについて検討を進められたい。

以上。

○議長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。お諮りします。

日程第14 議案第10号 令和3年度中川村一般会計補正予算(第4号)

日程第15 議案第11号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第12号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

号)

日程第 17 議案第 13 号 令和 3 年度中川村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 議案第 14 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

以上の 5 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 14 議案第 10 号から日程第 18 議案第 14 号までの 5 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、初めに議案第 10 号 令和 3 年度中川村一般会計補正予算 (第 4 号) について御説明をいたします。

今回の補正予算の主な内容は、歳入では前年度繰越金及び今年度普通交付税の額の確定による増額等、歳出では余裕財源の特定目的基金への積立てと地方債の繰上償還、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業の追加、リニア中央新幹線関連事業、その他早急な対応が必要な事業について所要の補正を行うものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

初めに第 1 条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,500 万円を追加し、総額を 41 億 6,500 万円とするもの。

第 2 条 地方債の補正は第 2 表によるものであります。

1 ページからの第 1 表 歳入歳出予算補正は、款、項、区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

5 ページ～6 ページの第 2 表 地方債補正は、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、5 ページに掲げる事業につきましては交付税措置のより有利な臨時財政対策債に財源を振り替えて廃止し、臨時財政対策債借入限度額を 2,600 万円増額し 9,600 万円とするものであります。

7 ページからは事項別明細書になります。

初めに歳入について御説明をいたします。

9 ページからお願いします。

11 款 地方特例交付金は交付額の決定による更正減。

10 ページ、12 款 地方交付税は今年度普通交付税交付額の確定により 2 億 7,386 万 7,000 円の増額であります。前年度比 1 億 4,700 万円余の増であります。主な増要因は地域デジタル社会推進費が令和 3 年度 4 年度の臨時措置として創設されたことによるもの、条件不利地域人口減少に対する割増算定等によるものであります。

11 ページ、16 款 国庫支出金。

国庫負担金の子どものための教育・保育給付費 18 万 3,000 円は、施設型給付費に対する国庫負担金。

保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は村外でのワクチン接種に係る国庫負担金で、実績見込みにより 1,138 万 5,000 円を減額するもので

あります。

国庫補助金の企画費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,582 万 3,000 円は、後ほど歳出で御説明いたします新型コロナウイルス対策追加支援事業等に充てるため、国から示されている限度額の範囲内で追加補正をするものであります。

児童福祉費、保育対策総合支援事業補助金は保育所の ICT 化に係る補助金で、今年度新たに導入した保育所等用具支援システム C o D M O N に対する補助金であります。

保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 190 万円は、村が実施するワクチン施主事業に対する補助金の追加であります。

12 ページ、17 款 県支出金。

県補助金の子育て世帯生活支援特別給付金、給付事務費補助金は県が実施する特別給付事業の市町村事務費に係る補助金であります。

農業費補助金の地籍調査事業補助金は補助金の内示により 328 万 5,000 円を追加。

農林水産施設災害復旧費補助金、農地等災害復旧事業補助金 325 万円は、8 月に発生をいたしました農業施設災害復旧事業に対する補助金であります。

13 ページ、19 款 寄附金、ふるさと応援寄附金は、これまでの給付実績及び今後の見込みにより 2,500 万円を増額いたします。

14 ページ、繰入金。

基金繰入金の地域づくり基金繰入金は、270 万円を取崩し子育て世帯支援学校給食費交付事業の財源に充てるもの。

公共施設等整備基金繰入金 4,200 万円の減額は、前年度繰越金の増等により財源に余裕ができたため基金の取崩しを取りやめるものであります。

15 ページ、21 款 繰越金は、令和 2 年度決算により翌年度への繰越額が固まったため 1 億 7,943 万 7,000 円を追加するものであります。

16 ページ、22 款 諸収入。

受託収入の 326 万円は水源林造成事業に係る森林整備センターからの受託金の増額。

雑入は 1 億 33 万 2,000 円の増額であります。主なものは、さきの全協で御説明をいたしました小和田地区土地改良事業に係る J R 東海の負担金で、令和 2 年度から令和 4 年度に村が実施をします測量設計及び土地改良事業計画書策定等に要する費用のうち前払い金として 9,900 万円を見込むものであります。

17 ページ、23 款 村債は、先ほど第 2 表 地方債の補正で御説明した内容のもので、全体で 200 万円の減額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

18 ページ、議会費はコピー機の入替えによる使用料の増額。

19 ページ、2 款 総務費。

文書広報費、文書費は、押印省略、公務員定年延長に係る例規整備支援業務委託料の追加であります。

電子化推進事業 113 万 3,000 円は、新型コロナ対応臨時交付金を活用して公共施設の無線 LAN ネットワーク環境の改善を図るとともに、各地区集会所等に無線 LAN 設備を新たに整備するものであります。

20 ページ、財産管理費 363 万円は、公共施設等総合管理計画改定業務の委託料の追加。

庁舎管理費 191 万 8,000 円はオンライン会議等で使用するミーティングボード 2 台の購入費と古くなった紙折り機を更新するもの。

企画費、企画総務費の委託料 120 万円は既に発注をしております地域経済循環分析調査と併せてコロナ禍による住民生活への影響等について住民アンケート調査を行うもの、負担金は上伊那広域辰野消防署の仮眠室改修工事に係る負担金で、いずれも新型コロナ対応臨時交付金を充てるものであります。

ふるさと応援寄附金関連事業 1,014 万 8,000 円は、ふるさと応援寄附金の増収に伴う返礼品及び諸経費の追加であります。

21 ページ。

村づくり事業補助金の 340 万円は、地域づくり支援事業と空き家等活用促進事業の申請件数増による追加。

地方創生推進事業 500 万円も申請件数の増により子育て世帯住宅取得支援事業及び 3 世代同居等住宅新增改築等支援事業補助金を増額するものであります。

地方創生施設管理事業の公有財産購入費 210 万円は、全員協議会で御説明をした内容もので、駐在所の移転新築に伴い現在の片桐駐在所の建物を県から譲り受けて移住・定住促進住宅に活用するため J A 上伊那が所有をする建物の敷地を購入するものであります。

交通対策費、バス等運行事業は、巡回バスの修繕料と委託料の追加。

次のリニア中央新幹線関連事業 4,915 万円は、先ほど申し上げましたリニア中央新幹線工事の発生土を活用して計画をしております小和田地区土地改良事業について J R 東海と協定書を締結し、測量設計、事業計画書の作成、圃場造成試験等を行うものであります。

22 ページの特定目的基金費は 1 億 8,500 万円の追加であります。ふるさと応援寄附金 2,500 万円の地域づくり基金への積立てと今後に備えて公共施設等整備基金など特定目的基金 3 基金への積み増しを行うものであります。

次に 24 ページの 3 款 民生費であります。

社会福祉総務費 95 万円は、この中での生活困窮者等の相談業務と日常生活用品給付を地域活動支援センターにおいて行うため、運営事業者に委託して行うものであります。

障害施設管理費は地域活動支援センターの備品、施設の整備費等。

児童福祉費は、施設型給付費の追加、国県補助金の前年度分の精算還付等でありませ

25 ページの子育て支援事業は、県の子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務費と

つどいの広場の備品購入費等であります。

26 ページ、4 款 衛生費であります。

保健衛生総務費は育児休暇から復職をしました職員 1 名の給与等の補正。

予備費の予防事業 100 万円は新型コロナ感染予防対策用の消耗品、抗原検査用キット等の購入費。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は 693 万 5,000 円の減額であります。非常勤職員報酬は村のワクチン集団接種日数の増による医師、看護師等の報酬の追加、委託料の減額は中川村に住所を有する方が村外で接種をする場合の委託料の減額であります。

27 ページ、環境衛生費 338 万 3,000 円は針ヶ平へい獣処理場拡張工事費であります。計画地の地籍調査の登記が完了し用地の確保が可能となったため計上するものであります。

次に 28 ページ、6 款 農林水産業費であります。

農業費の農長振興事業は農業担い手支援事業補助金の申請増による追加。

村単農地事業 100 万円は小規模災害復旧工事等に係るずく出し協働事業補助金の追加であります。

29 ページの国土調査事業は、補助金内示額の増に伴う地籍測量業務委託料の増額。林業費、林業振興事業の委託料の減額と工事費の増額は、県の森林づくり推進支援事業により実施する陣馬形避難小屋内の施設整備について予算を組み替えるものであります。

林道管理事業 100 万円は今年の大雨等により傷んだ林道維持補修工事費の追加。

村有林管理事業は、先ほど申し上げました森林整備センター受託事業費の増額に伴う水源林造成事業委託料の追加であります。

30 ページ、7 款 商工費であります。

商工振興事業 2,688 万 7,000 円は、新型コロナ感染拡大により影響を受けている村民及び事業者支援のため第 3 弾なかがわ生活応援商品券の発行と中小企業等応援給付金を交付するもので、なかがわ生活応援商品券につきましては 1 万円分を 7,000 円で販売し、5,000 セットを予定しております。

観光費、観光事業の 259 万 9,000 円は、村観光協会が事業主体で秋以降に計画をしておりますなかがわ観光クーポン券発行事業の負担金であります。

31 ページ、ふれあい観光施設管理事業は、望岳荘トイレ等自動水栓取付工事の増工分であります。

32 ページ、8 款 土木費であります。

道路橋梁費、道路維持管理費 2,200 万円は、5 月 21 日の大雨に被災をいたしました村道北山方飯沼線ののり面の修繕工事につきまして圃場災害復旧事業の対象とならないと判断をされたことから、村単独で復旧工事を行う費用として 1,200 万円、それから地元要望箇所現地調査等により早急な対応が必要な村道維持工事費として 1,000 万円を追加するものであります。

次の河川費、河川整備事業 300 万円は、先日の大雨により土砂崩落が発生し河川内に土砂が堆積をしております栗生沢川の緊急しゅんせつ工事を行うものであります。

34 ページの 9 款 消防費、消防事業菜、現在使用されていない警鐘楼撤去工事費の追加であります。

35 ページ、10 款 教育費であります。

教育総務費、教育委員会事務局費の 252 万 3,000 円の減額は、新型コロナの影響により北海道中川町中学生派遣事業が中止となったため減額をするもの。

学校給食費、学校給食センター運営事業の交付金 270 万円は、子育て世帯負担軽減のため給食食材費 1 か月分を村が負担するものであります。

小学校費から 37 ページの保健体育費につきましては施設修繕費等が主なものでありますが、アンフォルメル中川村美術館管理事業の委託料はエアコン設置に伴い電気料が増加していることから指定管理料を増額するもの、体育施設管理事業は社会体育館施設の雨漏り修繕工事の増工により 350 万円を追加するものであります。

38 ページ、11 款 災害復旧費であります。

農林施設災害復旧費、農地等災害復旧事業は、5 月に発生をしました農業施設災害復旧工事測量設計業務委託料等の減額と、8 月の大雨により被災をいたしました竹の上の農業用水路災害復旧工事 500 万円を新たに計上するものであります。

林業施設災害復旧事業 346 万 9,000 円は、災害復旧工事に係る支障木伐採等業務委託料及び工事費の増工分の追加であります。

39 ページ、12 款 公債費であります。地方債元金償還事務 1 億 1,974 万 8,000 円ではありますが、前年度繰越金の増等を踏まえ、起債償還の将来負担を軽減するため、比較的金利の高い村債の繰上償還を行うものであります。

最後に予備費 9,234 万 3,000 円を増額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について御説明いたします。

まず、議案第 11 号 令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、予算の総額を 4 億 7,900 万円とするものです。

最初に歳入ですが、国 6 ページを御覧ください。

前年度繰越金が確定したため 222 万 1,000 円を増額し、繰越金の予算総額を 794 万 5,000 円とするものであります。

国 5 ページの国保税で予算額を調整いたしました。

続いて歳出ですが、国 7 ページを御覧ください。

歳出は、予備費を 200 万円増額し収支を調整いたしました。

次に、議案第 12 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 2,600 万円を追加し、予算の総額を 7 億 1,340 万

円とするものです。

最初に歳入ですが、介 5 ページを御覧ください。

国庫支出金は、令和 2 年度分地域支援事業介護予防分の補助金が確定し 77 万 7,000 円が追加交付となります。

介 6 ページの支払基金交付金についても額の確定により 1,000 万円が追加交付となります。

介 7 ページの県支出金についても額の確定により 41 万 5,000 円が追加交付となります。

介 8 ページの繰越金ですが、令和 2 年度決算額が確定し 2,513 万 2,000 円を増額し、繰越金の予算総額を 3,263 万円とするものであります。

介 6 ページの諸収入は予算額の調整のため 32 万 5,000 円を減額しました。

続いて歳出ですが、介 10 ページを御覧ください。

01 款 総務費の一般管理費ですが、介護保険の国保連合会伝送用パソコンの更新及び相談記録用ノートパソコンの購入のため、合わせて 25 万 7,000 円を追加いたします。

08 款 諸支出金は、令和 2 年度の介護給付費の国庫負担金分が 1,587 万 4,000 円、県負担金分が 343 万 2,000 円、支払基金交付金が 189 万 4,000 円、合わせて 2,120 万円を増額し、返還いたします。

介 12 ページの 09 款 予備費は、予算額の調整のため補正前の予算額 754 万 6,000 円に 454 万 3,000 円を追加し、予備費の予算総額を 1,208 万 9,000 円とするものであります。

以上、歳入歳出 2,600 万円を増額し、収支を調整いたしました。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議案第 13 号 令和 3 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、沢入浄水場及び牧ヶ原配水池の機器更新工事に係る資本的支出の補正をするものです。

補正予算書、第 2 条 資本的支出について、建設改良費に 210 万円を増額し、総額を 5,410 万円とするものであります。

5 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

構築物として沢入浄水場薬注装置更新工事 130 万円と機械及び装置として牧ヶ原配水池制御装置更新工事 80 万円を追加します。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しいただき、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 14 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、住宅建設に伴う管路工事費に係る資本的収入と支出の補正をするものです。

○保健福祉課長

○環境水道室長

補正予算書、第2条 資本的収入について、企業債に420万円、受益者負担金70万円を増額し、総額を9,785万円とし、資本的支出については建設改良費に490万円を増額し、総額を2億684万1,000円とするものであります。

それに伴い、第3条で当初予算書第5条記載の企業債の金額について改めるものであります。

6ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

資本的収入では、企業債に420万円、受益者負担金70万円を増額します。

7ページ、資本的支出では、施設整備費について住宅建設に伴う公共ます設置70万円、管路370万円、新規工事費及びマンホール蓋更新50万円の増工分を増額します。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しいただき、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は令和3年度一般会計補正予算(第4号)に賛成する立場から討論に参加いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が終息しない状況下で村内の飲食業をはじめとした多数の事業者の深刻な状況が続いており、引き続き事業者支援事業が継続されなければなりません。

また、昨年からの雇用状況が悪化して、総務省の統計でも完全失業者が40万人以上増加しています。

このような状況下で、今回の補正予算で生活困窮者等相談窓口開設事業が計上されたことを高く評価し、予算成立後に一刻も早く実施に移すべきと考えます。

生活困窮者は自らの意思でその道を選んだわけではありません。

全協でも申し上げましたが、生活困窮者が自ら困っていますとはなかなか言えない雰囲気我が国には蔓延してしまっています。ましてや行政へ名乗り出ることにちゅうちょすることは十分にあり得ることです。

国も県も推進するとしているSDGsのスローガンは「誰一人取り残さない」ですが、貧困の撲滅は途上国だけの問題ではありません。

今回の事業は地域活動支援センターに委託されることになりましたが、行政は注意深くその進行具合を注視して、村内での生活困窮者の救済と生活立て直しに大いに役立てていただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算(第4号)への賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開を午前11時といたします。

〔午前10時53分 休憩〕

〔午前10時59分 再開〕

○議 長 会議を再開いたします。

日程第19 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番 桂川雅信君。

○7 番 (桂川 雅信) 一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

全部で5問ありますが、1問ずつ質問させていただきます。

「小規模校の教育格差を解消するために ・当面は専科教員の配置を村費でも行うべき」だという質問です。

文部科学省は来年度から小学校の教科担任制を導入する予定です。小学校の教科担任制そのものは、教科の内容が次第に複雑・高度化していることから、大規模校では以前から算数、理科、英語の科目で専科教員が配置されてきていました。



ただし、複数の専科教員を配置できるのは大規模校だけであり、学級数6から13学級までの小規模校では今も専科教員1人であり、それらの学校では専科教員を音楽の教員に割り振っていて、その他の専科教員が配属される余地がありません。

しかし文科省の資料によると、全国の小学校のうち12学級以下の学校は全体の約61.8%を占めており、そのうち最多は6学級校——つまり1学年1学級ということですが——が24.78%、4,575校であり、中でも学校規模——これは全体の学校ですが——全体の学校で81人～120人が最多の1,490校と、中川村の小学校のような小規模校が全国的にはごく一般的な学校規模となってきました。

一方で、学校教育法施行規則では公立小中学校の標準規模として12学級以上18学級以下が標準とされているため、少子化による児童生徒数の減少により標準規模に満たない学校が公立小学校の半数以上を占めている状態なのです。

この現状にそぐわない実態をそのまま標準規模として教員数の配置を行っているため、小規模校では明らかに格差が全国的に問題となっているのです。

小規模校の子どもたちには専科教員の配置がなされなくても仕方がないというのは、今の全国的な現況からすれば明らかに教育差別であります。

信州大学教育学部 伏木教授らの研究報告書「過疎地域の実情に即した小中一貫校づくりと教育課程の開発」「国立教育政策研究所プロジェクト研究」「初等中等教育—018」によれば、

いまや数十年前の学校教育の制度、運営方式、学級と教員配置の規定、授業における学習集団の作り方や教育方法などは、小規模校もしくは少人数学級という現実  
に即して刷新されなければならないところまできている。  
とまで述べています。

同じ報告書で伏木教授は

保護者や一般の大人の多くは、「学校」のイメージを自分自身の子どもの時代の記憶を前提にしているため、30人以上の子どもたちが共同生活する「学級」像から離れられずにいるというケースが多いが、実際には現在の日本の1学級の子どもの数の  
平均値は、小学校も中学校も既に30名を割り込んでいる。

と書いており、少人数学級による教育の到来と、それに見合った教員配置をすべきであることを述べています。

国の教育予算は長く財務省の圧力により削減が続いており、国際的に見れば今やOECD諸国でも最下位グループです。グループというか、最下位から2番目です。

1学級当たりの子どもの減少は、本来、行き届いた教育にとっては理想の規模に近づいており、問題はそれを支える教員配置がなされていないことにあります。

今の小学校の専科教員で特に早期に配属を求められているのは理科の専科教員です。理科は、算数、英語と違って実験や観察といった座学ではこなせない授業を実施しなければならず、小学校教員にとっては他教科と併任で行うには大変荷が重い科目となっています。ある先生は「理科は年々進化する科目なので、授業内容も日々チェックが必要な上に、実験や観察の準備は専科教員でもずくがないとできない。」とおつ

しゃっていました。

先ほど来申し上げているように、国の制度が実態に即していないために教育差別とも言うべき教員配置が横行していることは事実であり、そのことは繰り返し国に要望すべきと考えますが、制度改善が行われることをじっと待っていればそのしわ寄せを子どもたちが受けてしまうことになります。

理科の専科教員配置は現場の先生方からの強い要望でもあります。

文科省が小学校の教科担任制を打ち出したことを契機に、村の小学校でも、たとえ村費であっても計画的に早急に理科の専科教員を配置するべきと考えますが、教育長と村長の見解を伺いたいと思います。

○教育長

若干現状の説明も含めてお答えをさせていただきます。

これまでは、小学校の発達段階においては学級担任が子どもたちに密接に関わり、成長を支えながら教科指導を行うことが重要とされ、基本的には全ての教科等を学級担任が指導する仕組みになっておりました。

それが、昨今の実態から、中学校での学習に向けて系統立てた指導が望ましい教科があるとの指摘や中1ギャップの緩和をするために中学入学前に教科担任制に慣れたり学級担任以外との関係づくりによって相談しやすくしたりするなどの理由から、中央教育審議会において令和4年、2022年から小学校高学年に教科担任制を導入することが答申骨子案として出されました。

対象となる教科は外国語、算数、理科、体育の4教科で、この中から選択をするということになっております。

御指摘もありましたが、現行制度では中川村の小学校の学校規模でありますと1名の専科教員の配置ということになっておまして、基本的には音楽専科教員が配置されることが多い、そういう状況になっております。

中川村でも小学校2校ともに音楽専科教員が1名ずつ配置されております。

さらに教科担任制を取るとすると、形態は3つ考えられるわけでありまして。

1つは交換型といえる形で、例えば学年2学級の場合であればA先生が算数、B先生が外国語を2学級とも指導するということになります。

2つ目は連携型といえる形で、小学校同士の連携、小学校、中学校の連携で、例えばA小学校からB小学校に算数の先生が行き、B小学校からA小学校へ理科の先生が行くといった形で先生を交換する形となります。

3つ目は追加型といえるようなもので、例えば外国語の先生を加配するというような形でございます。

中川村の状況を考えてみましても、それぞれの学校の距離を考えると、例えば連携型は移動に時間を要するなど無理が生じる可能性があります。

また、交換型は現状でもできると思いますが、全学年で行うしかなく、1つの教科であっても2学年分の教材準備をしなければならないため先生方の負担になる可能性もございます。また、この先生方が4教科とも得意教科とも限りません。

そうすると追加型、つまり村費で専科教員を配置することが現実的な方策ではない

かというふうに考えております。

現行制度下では小規模校ほど教員配置が不利になる状況にあるというふうに私も認識をしております。ですから、当然、村だから仕方ないということがあってはならないという考えであります。

文部科学省は、こうした状況について予算要望をして来年度の専科教員の配置を進めていくとしておりますけれども、現実問題とすると、どのような形で配置がされるか、現段階で見通しがあるわけではございません。

よって、これからでありますけれども、来年度に向けては村費での専科教員の配置を前向きに検討していきたいというふうに考えております。

教育委員会から小学校への聞き取りもいたしました。やはり理科を望む声が強いのということがありまして、まずは理科を中心に考えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、現状からしますと、非常に教員不足がこの地域では課題となっております。人材の確保が非常に難しいという現実もございますが、情報収集をしながら努力をして、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○村 長 6月の議会の御挨拶でも述べさせていただきましたとおり、規模が小さいからこそ実現できる学びの深さ、こういったものもあろうかと思っておりますので、これを追及していきたいというふうに思います。

教科全て、学びの根本はそうなんだろうと思うんですけど、分かるということに対しての積み重ねで楽しくなる、特に数学はそうだと思います。それですとか体験を通しての驚きですとか発見がいわゆる探求心を育てていく理科など、専門教科の先生を招聘できないかと考えているということをお願いしたところであります。

教育長の答弁にありましたとおり、小さい村だから仕方がないということではなくて、中川の子どもたちに理科の楽しさを気づかせていただける先生を今探しておるところでございます。

実験器具ですとか、観察フィールドへ出ることを含めまして、教育環境の整備はしっかりと進めていく所存であります。

○7 番 (桂川 雅信) 積極的な回答をいただきましたので、そのように進めていただきたいと思いますが、教育長も御指摘のように、来年度予算が確保されたとしても人材が確保されない限り理科の専科教員を小学校に配置することは無理な状態です。ぜひ行政を挙げて人材の確保に向けて進んでいただきたいと思っております。

2番目の質問に移ります。

「豪雨時の避難指示判断基準には内水氾濫も考慮すべきです。」という質問です。

8月のお盆の次期としては珍しく停滞した前線の影響で8月8日から20日頃まで断続的に降雨があり、8日から15日までの累積降雨は349mm、飯田観測所となりました。特に13日から15日未明までの降雨は飯島で320mmを超え、天竜川の増水傾向は顕著でした。

村ではこのときに複数の観測点のデータと現地を確認しながら適切な避難指示を発

令したと考える。

この避難指示については村警戒本部で計画規模の対象範囲とすることを決めていたことも妥当な判断であったと考える。

ここで問題にしたいのは計画規模の範囲についてですが、この範囲は天竜川上流河川事務所がそれまでの洪水浸水想定確立降雨に最大規模の降雨を設定した際に従前の100年確率降雨の浸水想定を計画規模として平成28年12月15日付で指定したものです。

しかし、この計画規模の浸水想定範囲にはそれまで含まれていた中央地区、三田島地域は含まれていませんでした。これら4地区が従前と同じ計画高水位、ハイウォーターレベルを対象としているのに、なぜ平成28年12月以降のザードマップでは浸水想定対象となっていないのか、この違いを村が正確に理解していないと、単に国が発表したマップに従っただけでは、危機的な状況で対応できない可能性があります。

以前のハザードマップの作成時にはハイウォーターレベルと堤内地の地盤高を比較してハイウォーターレベルより低い地域と内水氾濫想定地域を浸水地域としていたのですが、平成28年12月15日作成の浸水想定範囲は単に堤防高と計画高水位の関係だけで浸水対象範囲を決定した図を計画規模としたものです。

新しい計画規模のハザードマップには説明が記載されておまして、そこには支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

と記されています。

つまり、これは何を言っているかっていうと、計画規模のハザードマップの中には内水氾濫が想定される地域もあるけれども、それはこのマップの中では想定しておりませんよということでありまして、つまり、国は堤防を越える氾濫を浸水範囲としている、それ以外は自治体の責任で考えなさいということなのです。

これは実は無理もないことで、大河川の沿岸流域での内水氾濫の有無を一つ一つ国の機関が検証することは不可能ですから、各自治体はその仕事を負わねばならないのであります。

つまり、計画規模のハザードマップに記載ないから浸水対象範囲にならないのではなく、天竜川が計画高水位に到達した際に計画規模の浸水想定範囲以外に村内に浸水する地域がないか別途検討する責任が村にはあります。

例えば小和田地区が計画高水位に到達した際に国道153号線と牧ヶ原トンネル——歩行者用通路含めてですが——このトンネルは水没しますが——このトンネルは水没しますが——その際にトンネル内を北から南へ氾濫水が流下して中央地区に流出することは前回の一般質問でも述べたところです。

国道153号線の縦断図を下記に示しますが、国土地理院のデータ上では小和田側トンネル入り口は中央地区側よりも4m地盤が高いため、氾濫水は中央側の低地に流入

してしまう可能性が高くなっています。

また、ショッピングセンターチャオの裏側付近には2か所の排水樋門があり——これは天竜川のキロ数でいうと164.4kmですが——この地点の天竜川計画高水位は482.89mまで水位が上昇する際に2か所の排水樋門では内水が排除できない可能性があります。

これは下流の南田島も同様で、右岸側に流入する排水樋門はほとんどが自然流下ですので、堤防で排水樋門の天端よりも水位が上昇すれば確実に内水氾濫や天竜川の河川水の逆流の危険が迫ってきます。

計画規模での浸水想定区域に避難指示を発令する場合に、これら内水氾濫や逆流が想定される地域も事前の検証しておくべきと考えますが、見解を聞かせてください。

○村 長 内水氾濫の主な要因でありますけれども、これは天竜川の本線の増水でありまして、内水氾濫の危険性のある箇所につきましてはある程度想定はできるわけであります。

洪水の危険性が高まった場合には、気象庁等の発する情報、国交省及び長野県が設置しておりますライブカメラですとか水位計、消防団、地域住民からの情報ですとか現地調査等により総合的に判断をして、当然、内水氾濫もそうでありますけれども、総合的に判断をしながら早めに避難情報を発令いたしてまいります。

また、内水氾濫により住宅等への危険性が高まった場合には、天竜川上流河川事務所に災害対策車両等の出動要請を検討していくということで考えておるところであります。

○7 番 (桂川 雅信) 私はこの質問の最後に内水氾濫や逆流が想定される地域も事前に検証しておくべきだというふうに申し上げましたけれども、これは、逆流の場合は天竜川のほうの水位の状況でわかりますけれども、内水氾濫はこの流域の中から流出してくる流出量がある程度想定しないといけない、これは計算しなきゃいけないので、多分この計算の作業は村では無理だと思います。

ですので、専門家の人たちに委託をしてこの作業をしないと、多分、内水氾濫がどの程度の雨が降ったときにどの程度起こり得るのかということとは分からない、だから検討作業をしないといけないと思いますので、ぜひ流域から流出する流量の計算をしておかないといけないというふうに思います。

前沢なんかは県の管理ですから県が本来やるべきことですので、流域の内水氾濫は自治体の責任で氾濫の有無をチェックしないといけないと思いますので、これはぜひその方向で、来年度、この仕事はぜひやっていただきたいと思います。そうしないと、天竜川の水位だけでは内水氾濫はわかりませんので、ぜひそのことを付け加えておきたいと思います。

3番目に「避難準備、避難指示発令下の要支援者避難について」です。

ちょっと幾つかありますので、各設問ごとでお答えいただきたいと思います。

1番。

8月13日～15日の豪雨の際に避難指示が発令され、土砂災害警戒地域では避難準備の指示が出ていました。

私の住宅には要介護者2名、車椅子生活の身体障害者が2名生活しており、避難準備の指示が出た際にどのように避難誘導するのがよいのか、実は困惑しておりました。

まず、平成25年の災害対策基本法の改正により災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされています。

村では要支援者名簿を作成されているかどうか伺います。

また、要支援者名簿は土砂災害警戒区域や浸水想定区域別に整理され、定期的に更新されているかどうか併せて教えてください。

○村 長 村では、平成24年度から26年度まで村内全地区を対象にいたしまして防災説明会を開催し、併せて、今御質問のありました避難行動要支援者名簿の整備と支え合いマップの整備を中川村社会福祉協議会、村社協と協力をして行ってきたところであります。

その後につきましては、支え合いマップと避難行動要支援者名簿の更新については、地区の自主防災組織、それと村の社会福祉協議会で行っていただいております。

村で管理をしております要支援者名簿は、地区総代さんなどからの連絡に基づいて更新するようにしております。

しかし、ここ3年間ありますけれども、村の名簿更新はできておりません。地区から連絡が来ないからというのが理由でありますけれども、地区での話合いが十分できているのかということも問題でありますし、検証が必要であろうというふうに思っております。

また、要支援者名簿につきましては地区単位に整理をしております、議員御質問の土砂災害警戒区域や浸水想定区域別には整理をしていないのが現状であります。

○7 番 (桂川 雅信) 災害対策基本法の趣旨は自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の避難行動を支援するということになっておりますので、つまり名簿を作るということは避難をする、させることが目的になっておりますので、避難地域に該当する方なのかということとは当然必要になると思います。

今回、法改正されていますので、避難指示、あるいは避難されるべき方なのかどうかということ、地域を別にして、地区ではなくて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に入っているのかどうかということ、ぜひこれを名簿の中に記載すべき名簿として作るべきだというふうに考えます。

2番目。

本年5月20日には改正災害対策基本法が施行され、災害時に大きな被害を受ける障害者や高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられることになりました。

現実には多くの市町村がこの計画をつくり終えていないと報道されておりますが、計画策定に関する中川村の現状を伺いたいと思います。

○村 長 当村では、個別避難計画、これにつきましては、まだ策定はしておりません。できておりません。

現在、計画の策定に向けて福祉部門を交えた担当者間で検討を進めている段階であ

ります。

災害対策基本法令の改正に合わせまして国の方針ですとか他市町村等の取組事例も公表されてきておりますので、それらを参考にして今後庁内検討を加速化させていかなければならないというふうに思っております。

国の指針では策定すべき期間がおおむね5年というふうに示されておるわけであり、これは議員もおっしゃったとおり努力義務ということではありますけれども、村としては、5年といわず、できる限り早い早期の策定に努めていきたいというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) たしか報道では、個別避難計画をつくったのは県下で8自治体ぐらいだったと思います。77のうち8ですので、まだ非常に少ない段階で、5か年間の猶予はありますけれども、猶予があるかどうかではなくて、この計画は当然つくらねばならないものだというふうに思っております。ぜひ作業を進めていただきたいと思うんですが、そのつくり方、内容について、ちょっと3番目に申し上げたいと思います。

恐らく個別避難計画を立案し実施に向かうには、危機管理の行政部門、障害者・要介護者などを日常的に支援している福祉部門——包括支援センターと社協などですが——そして要支援者の地域に住む住民などの一体となった協議が必要になるはずで、要支援者名簿に基づいて個別に計画を立てるべきと考えます。

要支援者の避難については、例えば車椅子利用者の移送は車両がなければできませんので、地区住民だけで行うことは不可能です。

また要介護者の移送先については介護の状態に応じて異なるはずですので、これも地区住民が勝手に移動させることは不可能です。

こうしてみると、避難を呼びかけて外に連れ出す人、要支援者に見合った移送車両を準備する人、移送車両を運転して避難場所に移送する人、避難場所に到着したら避難生活の場に誘導し生活の説明・指導をする人など、これらを見ると通常の防災対策とは異なり個別の要支援者に対する行動、5W1Hが組織的に決定していることが必要になります。

一方で、地域の中には高齢者が増えてきており、夜間や降雨時にこういった作業を地区全体で行うといっても困難な部分もあるのではないかと考えます。

そこで、単なる地区のボランティア活動で避難支援をするのではなく、特別消防団員など、これまでに救助活動の訓練や経験を受けてきた皆さんに出動手当を支給して村全体で個別避難を支えていただくことはできないでしょうか。

もちろん、地域で要支援者をよく知っている方が声かけをし、外に連れ出す作業をするなど、地域と一体となった組織的な協力体制が前提となることは言うまでもありません。

村の広報8月号には「地域のつながりが大切です」との見出しで次のように述べています。「災害時の避難や救助には、隣近所との助け合いが欠かせません。」「いざという時には、早めに声をかけ合い、協力して避難・救助を行いましょう。」村民は多くが地域のつながりを大切と考えていますし、日頃から協力し合って日常生活を送ってい

ますから、この呼びかけは一般的な呼びかけに過ぎないと思います。

今求められているのは要支援者一人一人に対する具体的な行動です。この具体的な行動を組織的に行うには、地域で協力し合ってやりましょうと声をかけるだけでは先へ進まないのです。

改正災害対策基本法が避難行動要支援者の個別避難計画の作成を自治体の努力義務としたのは、具体的に要支援者の避難計画が決定していない現実があるからです。

かつて要支援者の助け合いマップを作成したことがありましたが、私から見ると、あのマップ作りが次の個別計画につながっていないような気がします。地区住民と行政と社協など福祉事業者、そして専門的な救助防災組織などが一体となって計画づくりに取り組む必要があると考えます。

法改正がされなくても、いずれはしなくてはならない計画づくりです。避難指示は今後も頻発すると思います。早い時期に検討を始めるべきと考えます。

村の今後の方針を伺いたいと思います。

○村 長 要支援者の方の個別避難につきましては支援対象者本人やその家族、村、高齢者福祉施設関係者、医療機関等、様々な機関の者の理解と協力が必要であることは、議員のおっしゃるとおりだというふうに私も思います。

議員から提案をいただきました特別消防団員による避難支援が可能かどうか、消防団とも調整をしてみたいというふうに思います。特別消防団員につきましては、人数が限られているということ、それから、これはまさに地域の生活者でありますので、ある面では非常にこういう皆さんの協力を得ることは役に立つということといえますか、実効性はあるだろうと思いますが、特別消防団員も地域により偏っておることがございますので、消防団との協議は必要だというふうに思っております。

それから、検討の現状でありますけれども、個別避難計画を策定していく上で避難者の受入先となりそうな施設関係者と村との間で福祉避難所の指定に向けた協議を現在進めております。

個別避難計画を具体的につくっていく方を明らかにするために避難行動要支援者名簿の再構築を進めていく必要があるとも感じております。準備が整い次第、できるだけ早い時期に防災に関する懇談ですとか個別避難計画の趣旨説明等をできれば地区懇談会のような形で開催してはどうかというふうにも考えておるわけであります。

繰り返しになりますが、どちらにしても、今おっしゃられたとおり、支え合いマップ作り、これが実際の具体的な避難にまだまだ結びついていないというのはおっしゃるとおりかと思っておりますので、いろんな方法を試しながら、まずは特別消防団員の協力が得られるかどうかということでありますが、いろんな角度から具体的な避難計画、それこそ、5W1Hというようなことをおっしゃいましたけれども、これを進めてまいりたいというふうに思います。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっと今、特別消防団員の話が出ましたが、私は事例として出したままで、高齢者がだんだん増えてきているので避難行動を支援する人たちを地域の周辺の人たちだけに限らないことをちょっと考えていただきたいという事例として出

しました。特に消防団の皆さんはそういう救助活動に慣れていらっしゃると思いますので、むしろそういう方々に出動手当を出すほうが私は非常にスムーズにいくんじゃないかなというふうに考えております。

もう一つ、この作業ですが、行政側のセンター、中心になる主導的な役割を担う部署をきちんと決めるべきだと思います。危機管理の行政部門なのか、あるいは福祉部門なのか、あるいは全然違う社協だとかそういうところなのか、どうもこういう仕事が出てくるとそちらのことでしょというところがよく行政内部では起こります。そうではなくて、どこか1つがセンターになって中心的にこの作業を進めていく主導的な部署はつくらないといけないと思います。仕事を譲り合うんじゃないで、私のところでこれはやりますというような積極的な対応をしてくださることをぜひ訴えたいと思います。

4番目に行きます。

4番目の質問は「水道ビジョンの改訂にあたっての提案」です。

4つの設問をまとめていたしますので、まとめてお答えいただきたいと思います。

現在の中川村水道ビジョンは平成26年に策定されたものです。既に飯島からの広域給水や四徳水源地の計画、地下水資源の在り方など改訂しなければならない重要な課題が幾つか出ており、今般予定されている改訂には将来を見越した新たな計画策定が望まれますので、これまでの一般質問への回答と併せて以下の点を水道ビジョン改訂の際に検討されるよう提案しますので、見解を伺いたいと思います。

まず1番目に地下水源を放棄しないことです。

中川村は水道水源として表流水と地下水源の双方を村内に持っている強みを放棄しないようにすべきです。これは、これまでに一般質問で何度か申し上げ、村長も地下水源の確保を回答していますが、水道ビジョンにも明記すべきだと考えます。

緊急時に地下水源を自前で確保していることは、村民の安全・安心にとって重要テーマです。日常的な水道経営に大きな負担にならない工夫をしながら水道水源を確保する方策を検討していただきたいと思います。

これは、以前、一般質問でもこのことを申し上げましたが、全部が稼働している必要もないと思います。ただし、ずっと閉鎖したままでありますとなかなか次に出てくるかどうか分からなくなるということもありますので、交代で順次地下水源を使用していく、間欠的に使用するというようなことも方法としてはあると思います。

地下水源の井戸はずっと使い続けると目詰まりします。これは必ず起こってきます。何年か使っているうちにだんだん揚水量が落ちてきます。ですので、逆にそういう地下水源を生かしていくために間欠的に使用するというのを当然やっているところもありますので、むしろそういう方法を検討しながら地下水源をずっと生かし続けていく、利用し続けることを検討していただきたいと思います。

2番目に、沢入浄水場更新の際は生物浄化方式の採用で経営改善を目指すこと。

沢入浄水場の更新についても一般質問で村長から回答を得ています。

既に大規模浄水場と同じシステムでは沢入のような小規模施設は不合理であること

は明らかであり、計画的な更新事業の遂行を期待したいと思います。

今回の補正予算でも沢入浄水場の薬注の更新が入っていたと思いますが、こういう作業が本当に必要なかどうかということをシステム全体としてもう一回考え直す。無駄な経費を使っていないかということも考えれば、当然、沢入浄水場のシステムそのものを変更することになっていくでしょう。老朽化した際にまた大規模処理場と同じような浄水場を造るのかということをもう一回検討し直していただきたいと思います。

3番目、上下流一体で電力エネルギー確保と水循環システム構築を目指すこと。

上水道のマイクロ水力発電は全国的に広がっており、特に高落差地域の配水管に発電施設を設置する事例が多数生まれています。

村内では、沢入浄水場から低段の排気弁室まで300m近い落差がありますので、経済性の検討をしてみる価値はあります。実際にできるかどうかは分かりませんが、価値はあると思います。

高落差エネルギーの圧力を低段の排気弁室などで開放してしまうのではなく、エネルギーを有効に活用する方策を検討すべき時期に来ています。

また、飯島町の取水施設更新には中川村も応分の負担をすることになっており、この更新と併せて低段での発電施設の設置を共同で行うことができれば、負担に応じた収益を得ることも可能であり、飯島町と双方にとって有益なものと考えます。

飯島町と中川村は、地下水を含め、水循環システムの世界では上下流の一体的な関係にあり、町村境は社会的につくられた境界に過ぎません。水のエネルギーをうまく活用し経済的な処理システムを考えれば、自然界の法則にのっとってシステムを構築するほうが有利であることは明らかです。

つまり、取水は高いところで行い、高落差のエネルギーは低段で活用し、使用した排水も低段で処理するという水循環の法則に沿ってシステムが構築されていれば、上下水を標高の高い地域に多大なエネルギーを消費して送水する不経済を解消することができます。

この考え方を村内だけにとどめるのではなく、飯島町や松川町の一部地域と共通の理解として今後は検討する必要があると考えます。もともと七久保、上片桐と片桐・葛島地区は共通の文化圏ですから、上下流の水循環システムを構築する障害になるものは人為的な町村界に過ぎないと考えます。

国もやっと広域連携を進めるよう動き始めていますから、これらの政策もうまく活用して地域住民にとって最も都合のよいシステム構築を検討していただきたいと考えます。

今申し上げましたが、今、マイクロ発電施設は全国で普及が始まっています。

御存じのように排気弁室は圧力を開放する施設ですが、その圧力を開放してしまわずに位置エネルギーをうまく活用して発電するという施設でありまして、これは今もう普通に行われております。再エネ利用の世界の中では非常に有効な施設として今取り組まれておりますので、これはぜひ考えていただきたい。

4番目、柳沢地区の自己水源を確保する方策を検討する。

これまでの水ビジョンでは柳沢地区には四徳水源からの給水を行う計画でしたが、実現しませんでした。

柳沢地区は標高700mを超える集落ですが、上水道はこれまで低段からの揚水に依存しているため、出火時の消火作業では不安の声が上がっていました。

また、日常的に高落差地域に給水するエネルギーも多大なものとなってしまいます。

前述のように低いところまで下りてきた上水を再び標高の高い地域へ送水することは自然の節理に反しており、可能ならば柳沢地区の近隣の水源確保を目指すべきと考えます。揚水高と距離を短縮できる水源を確保できれば、長期的にはエネルギー消費量の削減と地域の安心につながることから、検討していただく価値が高いと考えます。

○村長 それではお答えさせていただきたいと思います。

まず地下水源は放棄しないこと、全部が稼働する必要はないということで間欠使用をするなどしていくべきであるということでございます。

経営の段階から見ますと、非常に小さい水道でありますので未稼働施設の保有はできるだけ避けるとするのが筋かと思っておりますけれども、当村の水道につきましては最も大きな沢入水源であります。これは、流域面積の小さい和見沢川の表流水が夏季と厳寒期には極端に細くなります。そのために地下水脈がある片桐地区に井戸を掘削し、揚水した地下水を大草地区へ圧送する施設の設備投資を行い、水不足に対処してまいってきたところであります。その結果、水の融通が利くエリアを広げて給水区域の安定給水を保ってきました。

また、2011年3月の東日本大震災の際には、福島第一原子力発電所の原子炉水素爆発事故により大気中に放射能が拡散し範囲が関東甲信越に及んだときには表流水の浄水処理をどのようにするのかということでも真剣に検討いたしました。このときほど表流水と地下水、双方の特徴、重要性に気づかされたことはありませんでした。

このような歴史のある村営水道でありますので、飯島町からの受水が開始されたとしても未来にわたって困ることのないよう、整備すべき既存水源の中でも必要な地下水源の箇所については常に保持していく必要があると考えております。

技術的な使用につきましては間欠運転も含めてという説明がありましたので、これも想定をしながら検討をしてみたいというふうに思います。

2点目であります。沢入浄水場更新の際は生物浄化方式の採用で経営改善を目指すべきであるということでもあります。

沢入の浄水場につきましては、浄水処理の精度向上を目指しまして、今年度から民間業者からの技術支援を導入して管理をしております。8月に停滞前線による長時間にわたる強い降雨の際にも浄水濁度を低いレベルに抑えることができました。これは技術支援があつてのことでもあります。現在の急速ろ過方式というのは、急激な気象変化に対応できる水質の監視体制と、併せて高度な技術管理があつて初めて生かされるというようなことも実感をしたところであります。

今後、急激な気象変動は常に起こり得るということとして、それに対応しつつ、提案のありました生物浄化方式については、低コスト、低メンテナンスで沢入水源の維持管理をしていく上でふさわしいものかどうかということも含めて前向きに検討していきたいということでございます。

次の質問であります。上下流一体で電力エネルギー確保と水循環システムの構築を目指すべきであるということでもあります。

水道水を適当な水圧で供給するために、中川村ではおおむね70mの高低差ごとに減圧施設を設けております。これは水力発電を行う上ではエネルギーの消失になっておる施設になってしまいます。

水力発電につきましては位置エネルギーを電気に換えるということでもありますので、高低差塗料が事業化できるかどうかの判断になるかと思っております。

水道施設への設置が行われた事例を見ますと、どうも口径はファイ300mm以上であり、当村施設につきましては口径100mmというふうに小さくありますので、高低差に加えて量でも水力発電導入の検討の土俵にちょっと上がるのは難しいのではないかというふうに考えております。

仮に、電気代コスト面からではなく、売電は考慮せず施設内で発電した電力を消費する場合など、いろいろ考えましたけれども、日照の問題がなければあまり維持管理費のかからない太陽光発電施設を考えていくべきではないのかなというのが現実的な考え方のところかと思っております。

それから、飯島町からの受水については、現在、飯島町と協議中でございます。

浄水施設の更新時の負担につきましては、これは実は何も取決めがあるわけではございませんので、これからの協議になってこようかというふうに思っております。

提案のありました発電施設につきましては、新浄水場と導水管布設時の提案として受け止め、頂いておきたいというふうに思います。

議員の御指摘のとおり、飯島町、松川町との地理的關係から行政区ごとに分けられた水道の連携につきましては、貴重な水資源の有効利用のために今このことを考える時代にあるというふうに認識はしております。

最後に柳沢地区の自己水源を確保する方策を検討すべきであるという提案でございます。

まず、柳沢地区を賄っております柳沢配水池につきましては南陽地区も配水エリアとしております。

現状は、三共地区から約110m余の高さを送水ポンプにより送って高架水槽まで上げておるということでもあります。110m高低差があるために少量ではありますが長時間をかけて送水をし、配水池にためて配水をしているというのが現状でございます。

水圧と豊富な水量があれば火災時の不安解消にもつながっていくということでもありますので、いろんな近くの水源、沢の水、こういったことも含めてであります。中には当然いわゆる水の権利ということも関わってくるでしょうけれども、新たな水源

○7 番 について調査をしてまいりたいというふうに思います。

(桂川 雅信) 幾つか検討いただけるようですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

ちょっと一部、沢入浄水場の生物浄化方式の話ですが、今の浄水システムに今回の泥水が入ったときのことをちょっとおっしゃっていただけましたけれども、むしろ急激な水量、水質の変動には生物浄化方式のほうが有効であるということは先にちょっと申し上げておこうと思います。

最後に5番目に移りたいと思います。

「土砂災害警戒区域の家屋防護に対する支援ができないか」という提案です。

8月15日の岡谷市における土石流災害は、亡くなられた被災者と御遺族の悲しみを多くの方が共有したことと思います。

土砂災害は長野県のように急傾斜地の多い地形ではいつでもどこでも起こり得る災害であり、二度とこのような悲惨な事故を起こさないために避難優先の防災活動を広げる必要があります。

一方で、少しでも助かる可能性があるのであれば、あるいは家屋被害を少しでも軽減できるのであれば、傾斜地下端に擁壁や防護柵を設置する効果はあると考えます。

8月の豪雨でも裏山の崩壊で土砂が防護ネットを押し倒したもののかろうじて家屋被害を免れた写真がテレビで報道されていました。もちろん人的被害はありませんでした。

土砂災害警戒区域は国と県が法に基づいて指定したもので、そこには既に人が居住している集落があり、人々の営みがあるので危ないからすぐに移転してくださいとはならないのが現実です。

また、移転に際しては補助金が支給されるとしても、高齢者だけが残された家屋では移転する気力も失われていることが現実です。

こういった現実を見るとき、行政は次善の策として人命保護を目的にして防護施設の設置について支援を検討するときに来ているのではないかと考えます。

人的被害は地域を疲弊させるだけでなく、瞬時に全国に知れ渡ることによって危ない村というマイナスイメージを増幅させてしまいます。このことを考えれば、防護施設設置への公的な支援は決して私的財産への無駄な投資ではないと考えます。

行政の積極的関与を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、

○建設環境課長 土石流の速度は通常時速40kmに達すると言われております。このエネルギーはさまざま、下流域に大災害をもたらします。

平成15年7月に熊本県を襲った土石流は最高時速70kmにも達したそうです。

土砂災害特別警戒区域——レッドゾーンになりますけれども、そういった区域につきましても、危険住宅の移転について議員御指摘のとおり国、県からの補助金を活用できる事業があります。

ただ、既存住宅や建築物を土砂災害に対して安全な構造となる住宅などへの改修に対して適当な補助事業は難しい状況となっております。

長野県内を確認したところ、土砂災害特別警戒区域において既存住宅や建築物を土砂災害に対して安全な構造となる住宅などへの改修に対して独自に支援している市がありました。

村独自で公的支援をすることにつきましては今後検討する必要がありますが、まず危険と思われる箇所についてはハザードマップや地区要望等を基に該当する補助事業の事業化について長野県等に現地調査等を依頼しながら、採択条件等について確認作業を行っていきたいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 確かに今の制度では私有財産を防護するっていうのは非常に難しい状況になっていますが、それでも申し上げられたように一定の費用は出るということになっています。

同じような考え方で、これは私的財産を守るということよりも、地域にとってこれは大事な防護措置であるということをご検討いただきたいと思います。

マイナスイメージがこれは広がっていきますので、県にも決していることではないと思います。

今回の岡谷市の土石流災害も、ある意味で防ごうと思えば防げたわけで、ちょっと今お話がありましたけど、あれはどちらかというと表層流ですので、下のほうから全部落ちてくる土砂災害ではないんですね。むしろ表の表面の部分が落ちてきた土石流っていうよりも土砂流に近い状態ですので、研究者の話ですと中央高速のトンネルの位置が変わっていれば防げただろうということも言われているわけで、ある意味、何か人の作業で、人の力である程度のところまでは防護するというのも考えていいんじゃないかなというふうに考えます。

一度ああいう悲惨な事故が起こると、全国にこういう話がもう一瞬で伝わってしまう、岡谷ってそういうところだったのか、何年も前にも起こっていたよねと、もうこれだけでマイナスイメージになってしまう。もう、こういうときに大変ですよ、よそから来ていただきたいということをさんざん自治体で言っているときに1つの人身事故が起これただけでそういうイメージが染みついてしまう、これはどうしても避けたい。

そういう意味では、ぜひ私有財産であっても防護する価値があるということをご検討いただいて、行政でもぜひ県とも相談していただいて助成措置、補助措置をぜひ進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 長 これで桂川雅信君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分といたします。

[午前11時57分 休憩]

[午後1時13分 再開]

○議長 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎君。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました3問について質問を行いたいというふうに思います。

まず最初に「耕作維持管理ができなくなった農地の保全について」ということで質問をしたいというふうに思います。

農業を主体で頑張ってきた方たちが高齢化とともに耕作や維持管理が困難な状況になってきています。

親が頑張っているうちは休日を主に農作業に従事し家族農業として成り立ってきましたが、親が働けなくなったり亡くなられた農家では、勤めとの両立が困難になり、耕作者を求めて依頼するケースが年々増えてきています。

また、使用されてきた農業用機械の更新時期を迎え、それを機に耕作を断念して依頼するケース、コロナ感染の拡大もあり、米の消費の落ち込みによる価格の大幅な下落状況もこれらを推し進める要因ともなります。

耕作ができなくなった農地は規模の大きな農家に耕作依頼されているのが現状ですが、依頼される農地の面積や土壌の条件、畦畔面積など、受託される農家は使用している各種の農作業の機械が大型化されており、作業効率が最も重視されていることもあります。

10a未満の農地の耕作、維持管理が大変難しい状況にあります。これらの農地は受け手がなければ荒廃農地化されていきます。農地が放置されることなく農地として耕作、維持管理がされていくよう支援策があればというふうに考えます。

耕作の条件により耕作受託者への支援策の実施について考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 耕作条件が悪い農地の維持管理につきましては、山際の部分、それから土地改良を実施した区域以外、こういったところでの農地で課題が顕在化してきているというふうに思っております。

山際部の森林化——山になっていくということについては、農業委員会の農地パトロールにおいても確認をし、積極的ではないにしろ農地から原野や森林への転用も認める方向とするようなことも必要ではないかということで検討しております。

ただし、こういった場合によく言われますのは、里山としての価値がどこにあるかでありますが、きちんとそこは管理をする場所としてこれ以上は獣が来ないようにしなければいけないと、こういう部分の線引きも必要だということでもありますので、考える必要があろうかと思えます。

それから小さい圃場をどうするんだということでもありますけれども、農地の再生を行う補助事業について申し上げますと、樹木が生えるなど完全に荒廃農地となった場合には、村の単独事業の農地再生支援事業補助金、こういったものがありますので、補助制度を活用して農地再生を行うことができるようになっております。

しかし、今回御質問の未然に荒廃農地としないための支援策、こういったものにつきましては、農地という部分で考えますと中山間直接支払や多面的機能支払交付金、こういったものを利用して草刈りの管理を委託する、権利の面から見ますと、農地中

間管理事業、こういったものがあるわけでありまして、中間管理機構、ここへの相談などが考えられるところでもあります。

農地中間管理事業の重点実施区域、こういったことになることで畦畔の除去ですとか暗渠排水、土地改良などを行うことが可能な農地耕作条件改善事業というものがあります。これにより補助を受けることも可能であります。

しかし、重点実施地区になるためには担い手農家への集積を進めるということが条件になりますし、中間管理機構への集積を地域として全体として取り組んでいく、こういう必要が出てきます。ただし、農地所有者の負担が伴うため、これらは耕作受託者に対しては間接的な支援にとどまるということがあります。

国や県の補助事業の活用につきましては、面積や事業費要件などクリアしなければいけない課題が多く、事業内容も制約されるなど、村内の小規模農地の改良には使にくい制度ではあります。

そのため村単独事業の農地耕作条件改善事業の引き合いは多い状況にあるということから、この事業制度の拡充によりまして小規模農地に使いやすい制度の検討を行ってまいりたいと思っております。

こういうことをすることによりまして未然に荒廃農地の発生を防ぎ、担い手農業者への農地の貸借がスムーズに進むことで新規就農者の導入のきっかけにもなるものというふうに思われます。

今お答えしたのは土地の条件を変えるたらどうかという面でお答えしたわけでありまして。

ちょっとここで、実は、お米の大規模農家、中核的農家と、過日、話合いを行いました。そういう中でお話が出ておりましたのは、今、議員がおっしゃったような農地を受けざるを得ないんだと、これを断るわけにはいかないというようなお話も出てまいりましたので、こういう点から、どうしていったらいいかということは、土地改良をすぐやれとかいうことにはつながりませんが、今後常に課題としてはあるという認識は持っておるところであります。

ただし1点、問題として考えていかなければいけないのは、特に水田なんですけど、実は農地をそういった担い手の大規模な農家に作ってくださいと、要するに賃貸料は無料でいいから何とか作ってくれということで頼む場合、これは無料でやっているところもあるようでもありますけれども、1つは、所有はしたままに耕作っていうか、田んぼの代をかいとくれ、植えてくれ、コンバインで刈取りを営農組合とかいろいろなところで刈ってくれという、こういう農家がどうも一番困るというようなことも言っておりました。

といいますのは、土手草は適当に刈るかどうかわかりませんが、もう頼んでしまえば水見はしないこういう農家が非常に多いということで、1つは所有者としてのありようといいますかも問題だということを言っておりました。隣の田んぼの水見をしてにおいて全くその人のところは見ないわけにはいかないもので、水が入っていないればちょっと水をかけてあげるとかいうことをやっているんだけど、やっぱりそうい



う農家の指導もしてほしいというようなことも言われておりましたので、この問題についてはいろんな方面から考える必要があるかなという気はしております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから補助事業関係で面積規模を広げる補助事業を使った事業、早速それをすぐというわけにはいかないというふうに思います。

私も、旦那さんが亡くなって困って泣いて来て、何とかしてほしいというふうな農家の方と話をして、「そうはいつでも、でかい田んぼばっか受けておたらろくなことは言われんぞ。」というふうなことで無理矢理に作ってもらうようにしておるという例が何度もあって、受けたほうはなかなか非効率で大変だというふうなことも直接耳にしておりますので、圃場整備をするなんていうことは飛んでいくわけにはいかないわけですが、何とか多少なりともそういった支援があれば、そこら辺ができればということでこの質問をしましたので、またいろんな方面、いろんなことで考えていただければというふうに思います。

続いて2問目の質問であります「小中学校の女子トイレに生理用品の配置を」ということで質問をいたします。

いまだに感染の拡大を続け猛威を振るう新型コロナウイルスは、感染症としての問題だけではなく、社会環境に大きな影響を与えております。

その1つに経済的な理由により生理用品を買うことができないという問題が生理の貧困として大きく取り上げられるようになりました。

この通告をすることに戸惑いもありました。

男性がゆえに女性の生理のことについて理解していない点、私の学校教育の場を思い返しても性教育は男女別で、男子は自習をしておれなどと言われ、生理について知らされることはありませんでした。

唯一、労働組合運動の中で整理の有給休暇の取得問題で経営者側との団体交渉の経験がある程度としか言えません。

男ばかりの3人兄弟だったこと、娘は2人いますが生理について話したこともありませんでした。

今はジェンダー平等社会への取組が世界的な広がりとなっており、関わりを持つ問題と考えます。

生理の貧困とは生理用品が利用できないことや利用できない状況を指します。貧困ということで経済的理由だけで起こっている問題と誤解されてしまいますが、要因は様々だと言われております。

その要因としては生活苦、環境的理由、社会的偏見、虐待やネグレクト、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があり、また保護者に買ってほしいと言いつけられない、自分で買うのが恥ずかしい、父子家庭で生理の話ができないなどが要因に挙げられています。

生理の貧困は人の尊厳の問題であり、誤解されがちですがこれは単純に買うお金がないということだけでなく知識や意識の上での貧困であると言われてます。

この点について考えをお聞きます。

○教育長 生理の貧困についてのお尋ねでございます。

生理の貧困につきましては、「#みんなの生理」という任意団体が日本国内の高校、短期大学、4年制大学、大学院、専門・専修学校などに在籍している方を対象に実施したアンケート調査で5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うことに苦労したことがあるなどの実態を明らかにしたものと承知をしております。

議員の御指摘のとおり、このことについてはコロナ禍における経済的背景にとどまらず、例えば生活への影響であるとか就業への影響であるとか、ひいては尊厳にも関わる問題にもつながるのではないかとというふうに考えております。

ここ数年、世界各地でもこのことについての大きなうねりが起きており、制度や法律を変えることになっているとの報道もありました。

このことは浅く捉えられない問題だと思いますので、しっかりと論議していく必要があるというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから考え方についてお話をいただきました。

経済的な理由で生理用品を購入することが難しい生理の貧困に対しては、内閣府が5月19日に全国の市町村の支援の取組状況を調査しております。支援に係る取組を「実施した」「実施を検討している」という自治体は少なくとも255自治体に上り、広がりを見せている状況であります。

また、日本の実態を調べるために公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが3月に15歳～24歳を対象に生理がある人2,000人を抽出してインターネットで生理用品が十分に手に入らない状態、いわゆる生理の貧困について調べたところ、買うことができなかったりした理由として「恥ずかしい」と答えた人がおよそ2割に上るなど、経済的な理由以外を挙げたことが分かりました。

生理をネガティブに捉える人が多いのは世界共通だと言われ、それは、まだ日本では公にしゃべることもできない、生理を恥ずべきもの隠すべきものとして語られない社会で、問題として認識されなくなってしまいます。

生理の問題は自分一人の体の問題では決してなく、周りも含めた社会全体の問題だと認識し、決して恥ずかしいことではなく、当たり前のこととして社会で受容していく、話しやすくしていくことが重要だというふうに指摘をしております。

経済的な理由での小中学校の実態について把握していればお聞きをしたい。

それと、もう一つ、そのほかの理由についてのことも実態を把握していれば学校の状態をお聞きしたいというふうに思います。

そして、学校側の今取っている対応はどういうことを取っているかということ。

この3点について質問いたします。

○教育長 小中学校では、これまでも保健室に常備をしまして必要とするお子さんの求めに応じて提供してまいりました。

ただ、その理由については、これまでも一つ一つ確認してきておりませんので、ここで全体の実態としてお示しすることはできません。

ただ、教育委員会では、中学校に協力もしていただきまして、現在、この6月から

6か月の期間、試行的に中学校の女子トイレに生理用品を設置して、どのような利用の実態になるかということ調べております。

始めるに当たりましては保健便りで全校に周知をしまして、3か月が経過した8月にこれまでの利用について確認をいたしました。3か月で約30日ほどの登校日数があったわけですが、学校全体では平均して1日2個～3個の利用があったということです。

必要なお子さんが自由に持っていける仕組みにしていますので利用した理由につきましては確認をしておりますけれども、ニーズがあることがこのことで分かっております。

また、保健室に来たお子さんが「そんなふうになったんだ。」と喜びをもって話してくれたこと、なくなっていることを教えにきてくれるお子さんがいることなど、子どもたちには歓迎されていると思われる姿を学校からは教えていただいております。

また、保健室の先生からは、保健室に言いに来るのはハードルが高く、困っていた子もいるかもしれないとお話をいただきました。

この3か月の様子を見ますと、子どもたちに生活の場としての安心感が生まれたのだらうと捉えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 私が一般質問に取り上げるまでもなく、今の教育長の話では、既に3か月前に取組としてどうやったらいいかということで、実証実験じゃありませんが、そんな形でもう既に取組まれておったということと、取組の中でそのことの必要性についても認識されておるといふ御返事がありました。

それで、これ以降、ちょっと私の質問内容は、ちょっとほかの学校の事例なども含めてまたみんなに聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

取組まれておる自治体、神奈川県の大和市では、子どもたちが一日のうち多く過ごす学校において女子児童生徒が困ることなく安心して過ごせる環境整備をするために市立の小中学校に生理用品を設置。

当時でも各学校では緊急用として保健室で配布するなど柔軟に対応がされておったということですが、生理のことが口に出せない、保健室まで取りに行かなければならない等で困っている児童生徒への配慮が必要と女子トイレに設置を決めて、4月の26日から小学校の19校、中学の9校の女子トイレ洗面所付近に10枚ほどを巾着袋に入れて設置し、トイレの清掃の当番となった児童生徒が補充等を行っておるといふことです。

また、つくば市では、市立の小中学校と義務教育学校全校45校の女子トイレに6月から配置。トイレの個室に手作りの封筒や箱などを設置して、それらには経済的困窮以外の理由でも必要な児童生徒は自由に使用できます、困ったことがあったらいつでも保健室へ相談に来てくださいなどのメッセージが書かれております。

市の教育局健康教育課長は、小中学校なので生理用品が必要なときに使える環境をつくるのが大事、メッセージもついているので保健室に相談に行くきっかけになれ

ばというふうになっておられます。

調査や取組の実例についても述べたわけでありますが、経済的理由ばかりでなく、経済的に買えないことを知られたくない思い、生理周期は分かっている体調などにより予期できないこと、生理の状態——重いか軽い、それに悲しいことではありますが、まだまだ恥ずべきもの隠すべきものとする現状があるということ、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、トイレにトイレットペーパーがあることが自然のように小中学校の女子トイレに生理用品の設置が何としても必要です。

既に学校としても3か月の様子を見るということで取組まれておるようですので、ぜひこれを設置という方向に持って行っていただきたいことを思いますが、村長と教育長のこれらのついでにの考えをお聞きいたします。

○教育長 学校は子どもたちの生活の場であるとともに、将来社会に出ていくための学びの場でもあるというふうに思っております。

一般のトイレにないのだから学校のトイレにも置かずに指導していくというのでは、私はナンセンスな話だというふうに思っております。

設置してあることで、まず子どもたちが安心感を持って生活できるとすれば、この事実を大事にしていく必要があると思っております。

その上で、子どもたちに何を学んで卒業してもらおうのか、そのことこそがまた尊厳に関わる学びになるのではないかというふうに思っております。

試行期間、あと3か月を想定しておるわけですが、中学校には設置した場所に相談がある人は保健室を尋ねてくださいといった言葉も添えていただくようお願いをしております。子どもたちの意思で悩みが打ち明けられるとよいなあというふうにも思っております。

そして、性教育や人権教育の観点から、こうしたことについて何を学んで卒業をしてもらうのか小学校を含めて検討をした上で、設置についてこれからどう取り組むかの結論を出していきたいというふうに考えております。

○村長 小中学校の女子トイレに生理用品を置いて必要とする女子児童生徒が利用しやすい環境づくりを、また災害避難施設にもこれらの用品を備え利用しやすい避難場所にとり趣旨で、今年、公明党伊南支部、新日本婦人中川支部から要請をいただいたところでもあります。

早速、教育委員会では学校とも相談をし、今、教育長が説明したような試行期間となった次第であります。

避難所についても大規模災害時等の必要な際に支給できるように用意していく方針であります。

議員のおっしゃるように特別な措置とならないためには、設置場所の工夫ですとか利用者の多いとか少ない、多寡はあるでしょうけれども、これを続けていくことで十数年後には当たり前の状態というようなことが生まれれば一番いいだろうというふうに思っております。

学校関係の取組につきましては、行政としては教育長の答弁の方向で後押しをして

いくという決意でございます。

○6 番 (中塚礼次郎) 教育長、村長とも大変前向きに取り組んでいただけるといことのお答えというふうに理解いたしました。どうかよろしく願いいたします。

次に「保育園の未満児保育について」質問をしたいというふうに思います。

村にとって少子化問題は深刻な問題になっております。

子どもを産み育てる子育てしやすい村づくりを目指して様々な施策に取り組み実施をされております。高く評価される点は多々あるというふうに思います。

昔の言葉で「貧乏人の子だくさん」という言葉がありましたが、今では、この収入では結婚は無理、子どもは産めない、子どもは1人がやっとなど、若い人の経済状態がそれを左右する要因にもなっておりますが、子育てするお母さんたちには育児の大変さも大きな要因となります。

核家族化や若い世代だけの移住世帯では、育児を手助けしてくれる祖父母もいません。初めての子が2歳で下の子が誕生した場合、祖父母のいない家庭では母親が一人で2人の子どもの面倒を見て育てていかなければなりません。動き回りたい盛りの目を離すことのできない上の子と生まれたばかりの赤ちゃんの育児は大変なことというふうに思います。

今、子育ての中で子育て放棄や育児ノイローゼ、虐待などで幼い子どもを殺める事件が後を絶たない状態です。

子育て中のお母さんたちの声に未満児保育を希望しているけれども入園ができない、母親が仕事をしていないと未満児として保育園に預けることができない、上の子を保育園に預けられたらお母さんも子どもも健やかに穏やかに子育てすることができるのにと、深刻なそういった言葉。

深刻な少子化に対して欲しいだけの子どもを産み育てられる環境づくり、支援策はどうしても必要だというふうに考えます。

現状の実施策の中には育児相談、バンビーニでの育児の交流、中川村ファミリーサポートセンター事業など充実した施策はありますが、安心して子どもを産み育てやすい、子育てしやすい環境を整えることが必要だというふうに考えるわけであります。

未満児保育の受入れの条件と、それから対象となる家庭がどのくらいあるかということの実態をもし把握しておればお聞きしたいというふうに思います。

あと未満児保育1人にかかる費用、現状に加えて受け入れた場合、保育の要員を増員しなければならないのかどうかと、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○村 長 条件についてということでございますので、ちょっとお聞きをいただければと思います。

まず未満児保育の受入条件について申し上げたいというふうに思います。

就労の関係から申し上げます。

働きに出なければという場合には月48時間以上就労、家事手伝いは就労に入れないということでありまして、就労している期間、未満児の子どもさんをお預かりすると。

それからお母さんが妊娠、出産の状態にあるということでありますが、妊娠中か出産後間もないという場合について、こういった場合には産前8週、産後12週、つまり生まれてから3か月間は未満児のお子さんをお預かりしましょうということでございます。

それから、疾病、障害がある場合であります。疾病、負傷、精神や体に障害がある場合は、必要と認める期間、お預かりします。

また、介護や看護の場合でございます。同居している親族の方が常に介護する、あるいは看護していると状態にあるときは、必要と認める期間、お預かりします。

それから災害に遭ったということでありまして。現在、災害に遭って家屋、おうちの復旧等に当たっている場合は、これも必要と認める期間ということになっております。

また、現在働くところを探している、求職活動中であるという場合であります。求職活動を継続的に行っているという場合には、最長で90日間——3か月間でありましてけれども、お預かりします。

それから就学の場合であります。学校や職業訓練校等に通っている場合、これは卒業予定日の月末までお預かりします。

虐待やDVが疑われる場合であります。児童虐待ですとか配偶者等からのDVのおそれがあるという場合には、必要と認める期間、お子さんをお預かりするということでもあります。

もう一つ、育児休業中であるということでありまして。現在、保育所の利用児童で継続利用が必要なお子さん、こういった場合には特別に認める期間ということになっております。

こういったようなことで未満児保育を受け入れる条件として整備をしております。

続いて、未満児保育の対象となる家庭数は現在どうなっているかということでもあります。

まず0～3歳以下の子どもさんを2名以上養育しているいらっしゃる家庭の数でありますけれども、現在、私どもで分かっているだけで7家庭でございます。

出産を予定し、中でも該当となる家庭数は6家庭あります。

0—3歳以下のお子さんを2名以上養育しているという家庭数を今申し上げたわけでありましてけれども、その条件の中で父母以外に同居家族がいない家庭数、つまり子どもさんの親のみと子どもという、いわゆる同居家族がない家庭数でありますけれども、6家庭中3家庭が該当と、半分になろうかと思っております。

受入れの場合の保育要員数等でありましてけれども、保育士の数について改めて申し上げます。

0—1歳児につきましてはお子さん3人に1人の保育士を配置すること、それから2歳児については4人に1人の保育士を配置すること、これが村の基準になっております。

ただし、これは村の基準でありまして、実際のところ、未満児のお子さんの中にはなかなか手のかかるお子さんとかいますので、場合によると保育士をもう一人つける

とか、そういう場合も出てまいりますので、これは最低基準だと、こういうふうに思ってください。

それから1人当たりにかかる人件費のみで保育士の現在の実際に払っているといえますか、どのくらいお子さんをお預かりするのに人件費がかかっているかということをお知らせすると、1か月当たりですけれど5万3,121円ということになります。これは、施設の光熱水費ですとか、あるいは職員の賞与、こういったものの分は含まれておりませんので、よろしくお預かりしたいと思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 未満児受入れの条件について細かく説明がありました。

私も認識しておらん部分が大半で、今お話がありました内容のとおり大変きめ細かな対応というふうには思うわけがあります。

ただ、対象の家庭については、そう多くの家庭ではないというふうにお聞きいたしました。

そういうことですので、私としては、とにかく上の子がおり2人目を出産して育児をしていくというふうな家庭支援として未満児の受入れをしていってもらいたいということになります。子育て支援と少子化対策というふうにもなるんじゃないかというふうにお考えです。2人子どもを育てたらもうこりごりだということのないように、できれば3人、3人以上というふうに産んで育てていけるような支援ができればというふうにお考えですので、ぜひその点についてもお考えをお聞かせいただけます。

○村 長 今細かい数字をお知らせしましたのでだんだんあれかと思うんですけど、まず村では、改めて大きく整理をさせていただきますと、未満児を保育園で受け入れる場合につきましては新生児が3か月になるまで上のお子さんをお預かりすることになっております。

飯田市では新生児が1歳になるまで預かりますよというふうになっておるようになります。

実は、村の保育所はみなかた保育園と片桐保育園の2園があるわけですが、場所と広さをちょっと想像していただければ分かりますけれども、未満児室を造っていくスペースに限りがあるんです。

それと0—1歳児については3人に1人の保育士が要ということ、また2歳児については4人に1人の保育士が必要ということで、逆の意味で言いますと、私どもも一生懸命探さんですけど保育士の確保が非常に難しいという状態になっております。

スペースの問題と今の保育士の確保の問題、この2点を解決しないと責任を持ってお子さんをお預かりすることができない、こういう現状にあります。

また、中川村の場合でありますけれども、先ほどもお知らせしましたが未満児の受入れについては家庭で保育する人がいない、どうしても子どもさんが見られないという場合に限りお預かりすることをお原則としておりますので、このことについては御理解をいただければというふうにお考えです。

保育園に預けている時間に、例えばお母さんが仕事を探していたけどまだいいとこ

ろが見つからないというような場合、村内でパートタイムとして働いてほしい事業所ですとか農家が現実にはあります。

村は資格を取らないと就労あつせんというのはできませんので、ハローワーク伊那の指導をいただいて求人と求職がマッチングするように今後は取り組んでいきたい。これは産業振興課が窓口になるわけでありまして、当然、保健福祉課とも連絡を取りますけれども、ぜひこういったところでこういうことをして、今後、何ていいますか、就労、子どもさんを保育園に預けている期間中のパート的な就労が村内でもできますよということも取り組んでいきたいなというふうにお考えです。

村も核家族化が進んで同居の親がいないという家庭が増えている現状は認識しておるわけがあります。

人口減で子どもの数は減っていく一方、未満児の保育要望っていうのはどんどん大きくなっていくというようなことがございますので、保育スペースとお預かりする未満児数に見合う保育士の確保、これはずっと課題ではあるわけでありまして、引き続き検討していきたいというふうにお考えです。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長から答弁ありましたように、未満児保育をさらに進める上ではいろんな問題があるというふうにお聞きしました。

特に面積的な規模の問題と保育士の問題が最大のネックな点だというふうにお考えですが、できるだけ中川村が本当に子育てしやすい村というふうになるためにも、ぜひ未満児保育を希望される方が子どもさんを預けられるような形に早く持っていければということで、検討、努力をお願いしたいというふうにお考えです。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎君の一般質問を終わります。

次に、3番 松澤文昭君。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書により「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策について」村の考えをお聞きしたいと思います。

伊那谷は、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通により人と物の流れが大きく変わろうとしています。

一方、中川村は急速な人口減少が予想されており、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を好機と捉え、人と物の流れを中川村へ呼び込む政策が必要だと考えます。

NPO法人ふるさと回帰支援センターが発表した2020年移住希望地域ランキングでは1位が静岡県、2位が山梨県、3位が長野県となりましたが、2014年から2019年までのランキングでは長野県と山梨県が交互に移住希望者全国第1位を獲得しております。

長野県に対する移住希望者の関心は高いものがありますが、その要因は交通アクセスのよさと自然の豊かさにあるとのアンケート結果が出ております。

こういう視点で中川村の地域価値を考えると、交通アクセスのよさについては、リ

ニア中央新幹線が開業すれば村から県内駅までの移動時間を含めて約1時間で名古屋市に着きます。また、中川村は、現在、東京へのアクセラが上伊那地域で一番悪い村ですが、開業後は1時間半で行けることになり、上伊那地域で最も東京と名古屋に近い自治体となります。

加えて、三遠南信自動車道の開通により中川村の交通アクセスのよさという地域価値は格段に向上します。

また、日本で最も美しい村連合に加盟していることで自然の豊かさも地域価値としてアピールできます。

交通のアクセスがよくなることによる中川村の基礎的な地域価値の高まりにより村への移住者の関心は高まりますが、交通アクセスのよさ、自然の豊かさだけでは多くの移住希望者が移住先として中川村を選ばないと考えています。

移住を決断させるのは、ビジネスの場としての地域価値があるかどうかを見て移住を決断すると考えています。

中川村総合戦略のアンケート調査でも企業誘致や働く場の確保が必要との調査結果となっており、村民も企業誘致や働く場の確保に期待をしています。

移住希望者は豊かな自然と交通アクセスの地域価値がある上に、ビジネスの場としての地域価値、文化・芸術の場としての地域価値、加えて子育て世代は子育て・教育の場としての地域価値も求めています。したがって、ビジネスの場としての地域価値、文化・芸術の地域価値、子育て・教育の地域価値を総合的に高めることにより移住者からも注目される村となります。

人口減少が続けば村の存続はありません。

リニア中央新幹線開通までに中川村の地域価値を高める政策を実現し、関連人口、交流人口、移住・定住者の増加を促進しなければ中川村の発展はありません。

そこで、関連人口、交流人口、移住・定住を促進するために中川村の地域価値を総合的に高める取組と人口減少の歯止め対策について村の考えをお聞きしたいと思います。

村長は移住・定住を加速する仕組みを考え人口減少に歯止めをかけたいと2期目の政策を述べています。

村長が考える移住・定住を加速する仕組みづくりについてお聞きをしたいと思います。

○村長 まず人口減少が起きているということで、国政調査を行う5年の間に毎年50人程度が減っておりますので250人が減っているということになるわけでありまして。

首都圏についてはちょっと当てはまらないかもしれませんが、こういう現象は日本全国で起きているわけでありまして。

人口減少に歯止めをかけるっていう言い方については、私もしたかどうかと思うんですけど、緩やかなものにしたいということは申し上げましたが、歯止めをかけるというのはとても無理だというふうに思っております。

そこで、村は民間のアパートがありません。不動産を専業とする業者さんもない

など、受皿、つまり住む場所っていうものが不足をしておることは事実であります。

そこで、こちらに移住をしたり、いずれは定住というようなことを考えていらっしゃる皆さんの受皿の拡充がまず必要というふうに考えております。

その1つ目、受皿の充実として若者向けの移住促進住宅、こういったものを造ったらどうかというようなこと。

それから分散型の宅地分譲地の整備。宅地分譲っていうと何軒か開発をしてということですけども、分散型でありますので地域全体に分散をすると、小規模でありますけれども中川村全体に分散するという、そういう考え方であります。

また、官民連携として発足しました最近つくりましたがながわ暮らし推進協議会、これを機能させていくこと、そうすることによって、分譲地の現在あります小平ですとか、こういったところの販売促進、民間の不動産、空き家、空き地等の活用を進めていきたいというのが1点目であります。

それから2点目ですけど、ソフト面としましては、関係人口、交流人口の増加の取組であります。

村のPR活動を強化していくこと、そういう中で住みよい村づくり。住みよい村っていうたいどういうことかということではありますが、議員もおっしゃいましたが、やはり子育てしやすい、それから教育環境もよく考えてみると決して都会に引けを取っていない、遜色がない、当然、住環境は、交通手段はあまり整っていないかもしれませんが、そういうことを差し引けば十分余りある自然環境、住環境、こういったものがあるということでもありますので、こういったことを中心に住みよい村づくりを進めていきたいというふうに思っております。

ソフト面は充実をしておるとは思いますが、住む場所の確保が今は十分ではないということを先ほど申しましたので、こういう点でのPRを強化して、希望者がいても紹介する物件が今はないというような状況では、逆にPRを強化しますと逆効果かなというふうに思っておりますので、並行して受皿準備を急ぐということかなというふうに思います。

○3番 (松澤 文昭) もちろん受皿づくりは私も重要だと考えておりますが、分譲住宅だとか空き家をあつせんしたりっていうことももちろん考えていく形だと思います。

ただ、後ほども議論したいと思っておりますが、私がいつも思っているのは来てくれ来てくれっていう戦略になってしまうなあと思っておるわけでありまして。

これは日本全国どこの市町村もやっているわけで、やはり中川村として独自の政策を打っていかないと、先ほど村長が言われたように、私も移住者だけでなく関連人口それから交流人口の増加が必要だと考えておるわけでありまして。その部分に対する村長の言われたソフト事業、地域価値を総合的に高める必要があるよってということが私の持論なんですけど、私が思っているのはそのことを踏まえて議論していく必要があるなあと思っておるわけでありまして。

私は、やっぱり箱物だとか、そういう、何ていうかな、全体的に箱物戦略の転換が必要だと思っておるわけでありまして、そこら辺について村長はどのように考

○村 長 えますか。  
箱物っていうのは住む家ということですか。  
ちょっといろいろ話をしたんですが、村に来られる、来られなくても電話照会でホームページやなんかを見て電話の照会があるんですが、実は今現在おうちを登録していただいている物件っていうのはほとんどないんです。  
空き家になるとどういうところから売れていくかっていうと、やはりこれは状態のいいおうち、あるいは住む場所、環境がいいおうち、まずこの両方を持っているところ、やっぱり不動産屋さんがまず入って上手に教えていかれますので、そういうところからもうどんどん売れていくということでもあります。  
そういう面では、移住者が全くいないわけではありません。ありませんけれども、加速的というか進めていくには、やっぱり受皿をきちんとしていくと、整備の方法もあるでしょうし、そういう意味で言ったら、箱物というふうにおっしゃいましたけれども、住む場所っていう家、これの整備がまず大事だろうという認識でおるという意味であります。

○3 番 (松澤 文昭) 今の受皿の部分も含めて私もいろんな考え方を持っておりますので、おいおいまたいろんな提案をしながら村長と議論をしていきたいというふうに思っておるわけであります。  
それで、前段で申しましたけれども、中川村はリニア中央新幹線が開業すれば村から県内駅までの移動時間を含めて約1時間で名古屋に行きます。  
それから、村は上伊那地域で最も南にあり、現在は東京へのアクセスが上伊那地域で一番悪い村なんです、開業後は1時間半で行けることになります。  
そうしますと、上伊那地域で最も東京と名古屋に近い自治体となります。  
加えて、三遠南信自動車道の開通により中川村の交通アクセスのよさという地域価値は格段に向上します。  
こういう点で村長としてはリニア開通後に向かってどのように考えておるのか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 村を訪れる方の大半は、やはり中京方面かなと思います。  
リニア中央新幹線開通で首都圏からの時間は大幅に短縮されますし、そういう意味で言ったら、議員が言われるように伊那谷に向かう人の流れはリニアを使うことによって東の人たちが南から来るという面では、時間軸は非常に中川村が一番近くなるということは事実だろうと思います。  
この流れを利用して呼び込んでいくということが必要だろうし、そういう政策をつくるということだと思います。  
それと、もう一つ、リニア中央新幹線の開業、これは2027年を目標にということでしたが、JR東海の社長も言っておられました、どうも難しいということをおっしゃいました。現に、やっぱり難しいと思います。  
それはともかくとして、その前に三遠南信自動車道が開通する見込みが大きいというふうに思っております、そういう意味から言ったら、物流と人の交流は三河と遠

江、要するに静岡県の西というんですか、そこと南信州、伊那谷、この3つが始まるということでもありますから、物っていうといろんな農業生産、それから工業生産、それから人の数、これからいってもこの地域は非常に大きなものがあるだろうということでもありますので、ここで始まる人と物の交流といった施策は必要であろうというふうに思っております。  
そういう意味から言ったら、三遠南信の連携ビジョン会議、これは村も入って5年になるわけでもありますので、このビジョン会議ですとか関係市町村との連携を強化していくこと、こういうことをしてこの好機を生かしていく必要があるだろうと思います。  
ただし、やっぱり心配になるのは、全国的には人口減少に入っていくということでもありますので、そういう局面を迎えながらこのものをどうやって生かしていくのかっていうことを併せて冷静に取り組んでいく必要があると、ちょっと具体的なことは申し上げられませんが、今そんなことを思っております。

○3 番 (松澤 文昭) そのことも踏まえて、またちょっと私も後ほどいろんな提案をしていきたいと思っておるわけでもあります。  
先ほどから申し上げておりますように、中川村はリニア中央新幹線の長野県駅に上伊那郡下では最も近いという今度は位置条件になるということでありまして、メリットにおいてもデメリットにおいても郡下で一番影響を受けるというふうに私は考えます。  
リニア中央新幹線開通後の地域ビジョンを上伊那郡下の市町村と足並みをそろえていけば、やっぱり上伊那の自治体において中川村はメリットよりかもむしろデメリットのほうが多くなってしまおうと、同じことをやっていたらデメリットのほうが私は多くなってしまおうと思うわけでありまして、そういう点で群下統一というよりかも違う発想をしたほうがいいんじゃないかと思っているわけでもありますけれども、そこについて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 1つ、中川村は位置関係から南信州観光公社とのつながりが非常に大きくて、例えば農業っていうものを題材にしたいいわゆる中学生の受入れ、こういったこと、農業観光につきましては南信州観光公社とのつながりにおいて非常に強化されてきたことは事実でありますし、始めておりましたファームサポートであります、これも実は飯田市のワーキングホリデーの取組を介していろんな意味での交流人口を増やしてきた経過もあります。現在では南信州観光公社とのつながりはコロナで休止状態ではありますけれども、引き続きの取組を進めていきたいというのが1つです。  
それから、先ほども申し上げましたが、人の流れにおきまして、首都圏との時間的な距離は短くなるということから、移住まで結びつかないにしても、これはよく言われることですが例えば2地域居住——2つの地域に居住する、本当は、こちらは土地が安いですし景色もいいですから、ここに住んでいただいて、あとはちょっと首都圏でどうぞお仕事をしてください、週末はこっちに帰ってきて家族と過ごすというふうなことですか、ここにつくっておりますサテライトオフィス、こういったもの

を使う取組も連携していきたい。これが2つ目です。

それから、最後に物流や観光などの面では、やはり下伊那北部、中央自動車道の松川インターチェンジを出口としている町村であります。これとの連携強化が必要ではないかなというふうに思います。

長野県伊那谷観光局、こういったものも発足をいたしましたけれども、これはこれで上伊那の一員としてそれぞれのよさを出しながらいいところを商品開発して、これを稼ぎに結びつけるようなことをずっと考えてきたところでもありますので、このことも必要でしょうけど、今度のリニアとか三遠南信という特殊な事情の中では、むしろ今申し上げたところとの結びつき、中川村に何を求めてくるのだろうかということ併せ考えながら、中川村の持っている魅力、こういったものを考えて下伊那の皆さんとの結びつきがこれからはやっぱり別な意味で必要ではないかなというふうなことを今思っておるところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 南信州との連携だとか、そういうことも非常に重要なんですが、私は、それにプラスして、やはりリニア中央新幹線の開業っていうのは中川村の活性化のターニングポイントになるわけでありまして、中川村の英知を結集して中川村独自の活性化対策っていうのをビジョンとして掲げていく必要があるだろうというふうに思っておるわけでありまして。そういう点について村長の考えはありますか。

○村 長 例えば今まで6次の基本構想をつくる際も、やはりこれから中川村をどういう将来ビジョンとして描こうかという中に、1つ大きく変わるっていうのが、リニア中央新幹線が開通した後、そしてまた三遠南信道路が開通した後はいや応なしに変わるという認識は皆さん持っているようでありました。

そういう意味では、じゃあ、そここのところで中川村はもっとそういうことを使いながら、やっぱりきちんとした存在としてそれだけの一部を占められるような、そういった村をつくったらいいんじゃないかというような発想があったはずでありますけれども、今どういうふうにしていったらっていうことは、ちょっとそこの段階で止まっております。

早くしないとということもありますけれども、いろんな意味で、今ある武器があるはずですので、要するにシェアオフィスから始まって、実はそこを利用している方には、何ていいますか、美しい村連合のサポーター企業の方も入っておりますし、関連人口でサポーターの人たち、こういった人たちとも十分意見交換しながら、やっぱりこれから戦略をつくっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

具体的なことはちょっと出ませんもんですから、すみません。

○3 番 (松澤 文昭) 私が一番心配しているのは、先ほど申しましたように中川村独自で新たな発想だとかアイデアを出してリニア開通後の将来の政策を実行していかないと、今度は中川村が上伊那の中で一番長野県駅に近いわけでありまして、逆に都市圏へのアクセスのよさによって、ストロー効果によって人口減に拍車がかかるおそれがあると私は考えておるわけでありまして。

したがって、独自といいますか、みんなで英知を結集してとにかく中川村の活性化

に向けて取り組んでいくということが大事だと思っっているわけでありましてけれども、その点についてももう一度村長の考えを聞きたいと思えます。

○村 長 これにつきましては、域内経済調査を今現在やっておるところでありますし、こういう調査をしながら、その結果——結果といいますのは村民の方がどんなことを考えているのかとか経済的にはどういうことをしようとしているのかとか、いろんな調査をした上で、これをやっぱり中川村の外の人たちがどういうふうにしたら中川村に目を向けることになるのか、中川村の魅力ですよ、魅力みたいなのをこうやって大きくしていくことによっておのずと出てくるかもしれない、こういうことを思っております。

今度やる調査の中で、当然リニアが来た後の観光っていいですかの在り方ですとか、そういったことも提言として出てくるはずですから、こういったものをまずつくった上で議論していくしかないかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、先ほど言った新たな発想だとかアイデアを実現させるっていうことは、よく言われている地方創生のことだなというふうに考えておるわけでありまして。地方創生っていうのは、私は市町村間の競争だなということで、この競争に打ち勝つ武器はやはり知恵と工夫だというふうに考えております。

暮らし続ける人だとか帰ってくる人々、移り住んでくる人々など、経験や価値観がみんな違いますので、その衆たちがお互いに連携を取りながら気持ちよく暮らしていける知恵とか工夫を重ねていくことが中川村の活性化につながっていくということでありまして、先ほど出された発想だとかアイデアを、あるいは知恵を全てやり遂げるという覚悟を持って取り組まなければ中川村の活性化につながらないというふうに考えておるわけでありまして。

そういう点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 やっぱりいろんな議論をする中で、まず中川村っていう自治体がほかのところと、ああここはこんな自治体なんだと、ちょっと違うなっていうふうな——違うなっていうのは外から見た場合かもしれませんが——自治体間で特徴を出していく、こういったことがこれから必要だろうなというふうに思います。

人や物呼び込む特徴、こういったことにもなるでしょうし、この特徴っていうのは中川の特徴です。これを前面に出した取組っていうもの、もちろんこれがキーになるだろうなというふうに思います。

例えば、議員も御存じかと思いますが、よく言われているのは、海士町っていう町がありますよね。これは後鳥羽上皇のお墓がある以外にこれといった観光名所はなかったそうでありまして。けれども、人を呼び、オリジナルの海産品、冷凍技術をきちんとすることによって、もうその日のうちに東京に新鮮なものが届くと、現場で食べられるという、高いんですけどこれが特徴になって非常に人気を博しているという、こういうことをやっておるようでありまして、御承知のとおり高校が非常に有名であります。高校の知名度も上げており、どうも海士町の高校の出身卒っていうか入学卒の中に海士町の町民であるということがあろうでありまして、そのためにわざわざ

移住してきて住んで高校で学ぶと、こういった人たちもいるようであります。

伊那谷が注目されるきっかけは、確かにリニアだとは思いますが。

しかしながら、伊那谷に向かう人と物の流れを市町村間だけの取り合いに終始してはいけないだろうと思えますし、また、そういうもんじゃないだろうというふうにも思うところです。

最近でこそ、例えばキャンプをする方、キャンパーの間では陣馬形山の知名度は高まってはいるものの、中川村の知名度に結びついてはおりません。

中川村単独だけでは人や物を呼び込むことはやっぱり難しく、地域が連携してよくなるってことが私は大切ではないかなというふうに考えます。その中で中川村も知恵を出して村の魅力を高めて独自性を継続して発揮することで、特徴が、中川村っていうものがかかなり知られていくのではないかと、こんなことをちょっと思っているところです。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、私も、取り合いって言うよりも、中川村が知恵や工夫を実現させて、そして他の市町村よりも一歩前へ出るって言うことが必要じゃないかなと私は思っているんです。

それで、いつも思っていることは、先ほど言った新たな発想だとかアイデアを実現させるために議論し始めますと、会合において、アイデアキラって言うか、どっちかっていうと過去の失敗談を挙げながらアイデアを破壊する人なんか必ず出てくるんですよね。この村では駄目だとか無理だとか、できないって言うようなアイデアを否定する人が必ず出てきます。

それで、そのときに、やはりこういう議論をするときに、やっぱりできない理由より、できる方法を考え抜いてとにかくやってみるとの精神で前向きに取り組むことが必要じゃないかなと私は考えるわけでありましてけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 議論して、こういうふうなことをやってみようというものがひらめきの中で深まったとしたら、じゃあそれを実現するために全力でいろんな部署が、あるいはいろんな村民の方の意見も出したり、村民の方にも一緒にその中に協働する輪に入っていて取り組んでいくって言うことは必要だというふうに思います。

すぐ潰すとか、どうだとか、こんなんやっても駄目よって言うのは昔から行政の発想なのかもしれませんが、そういうやり方は、もうここへ来るとあまりそういう方法はよろしくないというふうに思いますけど。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つ付け加えておきますと、先ほど言ったアイデアキラって言うのが例えば庁内の議論になりますと、行政の中においては前例がないからできないって言う言葉に置き換わるのかなというふうに考えておるわけでありまして。

私は、前例のないことは逆に新しい時代の歯車を回すチャンスだということで、前例、形式に捉われず中川村の将来のために職員も積極的にアイデアを出し合い、庁内で闊達な議論をすることが必要だと思うわけでありましてけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 これからの時代に中川村を例えば中川村として出していき、いろんな面であります。

観光でもそうですし、ここの住みよさもそうですし、農業ではこんないいものがあるということで、実は、農業観光交流センターができて、そこに係長を置いて、所長以下、非常に張り切っているようなアイデアを出しながらどんどんと仕事を進めてくれております。

行政がやるときには、やはり平等に進めなきゃいけないよとかいうこともありますので、そういうことに注意はしますが、できる発想は、農家のためになったり、ひいては注目することであればもういろんな意味で前に進めるということでしょうから、庁内においても、特に活性化を進めたり移住・定住を中心になって考えていく部隊——部隊という言い方はありませんが、地域政策課であります、ここが中心となって、それぞれの担当の皆さん、それは先ほどから議論しておりますけど、保育に関して言ったら、これはちょっと難しいんですけど例えば中川に来れば保育料は要らないらしいぞとかって言って注目を集める、それは当然こちらの経済的なことが十分できるかどうかって言うことになりますから、やっぱりそういった面での大胆な発想がこれからは必要だろうと。

あと、行政というか、法律やなんかでこれはちょっと無理だということであれば、隘路といいますか、ちょっとこのところはこういうふうにしましょうって言うことは民間の皆さんに任せるとか、そういうことではないのかなあと思っております。

これからの進め方としては、行政が中心となっていくときには、押しなべていろいろな部署での縦割りではなくて、関連をしながら進めていきたい、こういう思いであります。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長のほうから農業観光交流センターのことが出ましたので、ちょっとそのところで具体的な提案をしながら議論をしていきたいというふうに思っておるわけでありまして。

村長が言いましたように、私も移住を進めるためにはまずは関係人口、交流人口の増加を図ることが必要だと考えております。

東京への一極集中は依然として是正されておられませんけれども、総務省によりますと、東京圏——埼玉、千葉、東京、神奈川は2020年も転入者が転出者を上回る転入超過となっております。新型コロナウイルス禍の中で人数は減ったものの、10万人が流入をしておると言うような統計になっております。

国土交通省が1月に公表した調査結果では、地方を訪れる関係人口、交流人口が多いほど3大都市圏から地方移住者が多い傾向が分かっています。

3大都市圏を除く市町村のうち人口1万人当たりの関係人口、交流人口が10人以上いる自治体は82市町村あり、このうち6割で2012年～2018年の7年間に1回以上3大都市圏から地方への人口流入が起きております。しかも人口流入の回数が多いほど1万人当たりの関係人口が多くなっています。

今回の調査結果で関係人口、交流人口の増加が移住と関係あることが分かっています。

外部との交流が受入れ環境づくりにつながると見られ、関係人口を増やす意味が明



らかになったということで、総務省のほうが発表しております。

要するに関係人口、交流人口が多いほど移住者も多くなっていくというふうな関係になっているということでもあります。

こういう点において、中川村においても関係人口、交流人口の増加を図ることが中川村でも移住促進につながるということでもありますけれども、関係人口、交流人口の増加を図るための中核的組織が交流センターとなるわけでもあります。

そこで、交流センターの目的、取組についてももう一度整理をし直したほうが私はいいんじゃないかなあと考えておるわけでありまして、その点について幾つか質問したいと思うわけでもあります。

まず農業観光交流センターの役割についてでありますけれども、交流センターの役割は、目的を見ますと、美しい村中川の自然や文化、地域の農業を生かした交流人口の拡大による観光業、商工業の振興や農産物の消費拡大などを図るための様々な支援や事業に取り組むとされています。

村として移住・定住の促進を最終目的にしていることを考えれば、交流センターの役割は、やはり先ほど申しましたように関係人口、交流人口の増加を主体に考えていくのいいんじゃないかなというふうに考えておるわけでもあります。

したがって、農産物の販売等は関係人口、交流人口の増加を図るための手段として位置づけたほうがむしろ交流センターとしての目的が達成されるんじゃないかなというふうに思っておるわけでもありますけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 農業観光交流センターでは、現在、中川村の魅力を発信するために1つの手段として農産物の流通拡大に取り組んでいる、今これを一番の柱にしておることは事実であります。

特にふるさと納税制度を農産物の出荷件数は現在大幅に増加をしておるということで、この点で中川村の魅力を発信やファンづくりにつながっているというふうに考えております。

ホームページの中の農産物の返礼品の感想に、多くはありませんが非常に高い評価とともに、こういう村できっとおいしい農産物は取れるんだろうということで応援したいというふうに、そういうふうに回答をさせていただいている方もおりますので、今後、アフターコロナ社会を見据える中では、中川村を訪れていただけるような農業体験・イベントを開催する。

今のコロナの中ではなかなかできませんでしたが、前にも報告をさせていただきましたが、5月には村民親子に限ってですけど名所を回ったりする、そういう面白い取組もやりました。

それから、アスパラですとか、いろんな収穫体験も、長野県の皆さんといいますか、村民の方を中心にしてつくってきたところでもあります。

農業体験イベントを開催するなど交流人口を直接的に増やす取組と併せて中川村の魅力を発信して、中川村を知ってもらい、よりよい関係性を築いていく、交流センター

の農産物も確かに取扱う副産物という言い方はないでしょうけれども、このことが非常の期待できることだというふうに私も思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私も交流センターの動きを見ていて非常に職員の皆さん頑張っているなあと感じているんですが、よく考えていくと、中川村が一番重要だと考えなければいけないことは、やっぱりさっき言った関係人口、交流人口の増加を図ることによって移住・定住希望者を少しでも増やしていくってことをやっぱり一番の目的にしたほうがあの職員の方たちも働きやすくなるんじゃないかなということで、農産物の販売はその手段というふうに位置づけをしてやったほうがあそこで働く人たちも非常に働きやすくなって、目的が明確になって動けるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 地域おこし協力隊もあそこに入らせていただいておりますし、元県職の方でありますけれども集落支援員の方、こういった方にもお手伝いをしてもらっております。そういう意味で言ったら非常に幅広い人が関わっているところでありまして、農業だけではない魅力の発信、そういう場所だし、そういうふうになっていくのが一番いいでしょうというふうに思います。

後で話が出るかもしれませんが、キャッチフレーズも農業観光交流センターで、農業が頭へ来ているのでということでもありますけれども、農家からの引き合いというか注目も非常に高いことも事実ですけど、外から訪れたり、いろいろホームページを見たりしている人たちは違うところで関心を持っているのかもしれない。

そういう意味では、交流センターのこれからの位置づけについて私どももよく考えていかなきゃいけないし、一番当事者の所長以下は肌で感じているところでしょうから、これは、最終的にどこへ力点を置いてやっていくかっていうことはよく方向で議論していく必要があるかなというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) もちろん地域おこし協力隊員もあそこに入っておりますし、役割分担はそれでいいと思うんですが、目的といいますか方向づけはしっかりしておいてやったほうがいいなあと私は思っております。

そうしないと、今年の状況を見ても、サクランボの発送だけですごい手間暇がかかってクレーム処理もしてっていうことになってしまうと、そこだけにもう手間暇がかかってしまうということになりますので、そういうことではなくて、目的は、関係人口、交流人口の増加をして、そして中川村の移住・定住の促進を図っていくことを一番の目的とすると、こういうことの発想が私はいいと思っておりますので、ぜひとももう一度そこら辺については検討をお願いしたいと思うわけでもあります。

それから、村長のほうから名称ということが出ましたので、その点についてもお聞きをしたいと思います。

村のあらゆる産業の関係人口、交流人口の増加を図ることを考えれば、私は農業観光交流センターの名称についても農業観光という特定の名称をつけるべきではないんじゃないかと考えておるわけでもあります。

やはり目的を村全体の関係人口、交流人口の増加を図ることが連想できるような名

称に変更すべきだなあと考えておるわけでありまして、その点について村長のお考えを聞きたいと思います。

○村 長 農業観光交流センターでは、今、土日の対応を含めて観光案内機能の強化を図っておるところでありまして、観光案内を行う施設として域外、村外からの来訪者にとって分かりやすいようにということを中心にしております。これは大きく言っていないんですけど、例えばなかがわ旅の案内所、今はちょっと小さくカッティングシートで貼り付けてありますけれども、こういった名称を使っておりますし、インターネット上の地図にもこの名称で表示をしております。農業観光交流センターといたって、あれは何だろうってきつと思うでしょうから、こっちのほうが目を引くだろうということによっておるところであります。

こういうことでありまして、交流センターのスタート時点ではコロナ禍ということもありまして状況を見ながら開始になっておるわけでありましてけれども、徐々に交流センターの方向性が見え始めてきているということで、適切で親しみやすい名称にするということは多くの来場者を迎えるためには必要なことだなあというふうなことを考えておるところであります。

当面、今申し上げましたなかがわ旅の案内所、これを大きく掲げて、今はちょっとコロナの中で20日まで業務は閉鎖をしておりますのであれですけども、前面の壁に大きくこの名称のシートを貼って、閉鎖が明けた暁にはリニューアルしてどんと出したいなあというふうに思っております。

それから、今年、確かに農産物の話が出まして、議員にも言われましたが、そのとき私も非常に、所長以下職員が発送まで含めてもう必死になって——ここで1つ、サクラノボの農業体験のもぎ取りっていうことができませんでしたので、非常にこれを何とかしなければというような思いでやってきたので、結果的に試行錯誤の中でそうなってしまったこと、これについては、そこにばかり手がかかったのは、多くの農家がありますし、先ほど申し上げたとおりやはり平等に進めていかなければいけませんから、これについては大いに反省をしております。

○3 番 (松澤 文昭) なかがわ旅の案内所と、それからホームページ等も見て、私もあそこでそういうこともやっているんだなあと思っているんですが、やはり基本的な部分で、関係人口だとか交流人口の増加を図るためには、やはり農業だとか観光だけではなく、中川村に関心を持っている全ての人たちに私はアプローチをするべきだなあというふうに考えるわけでありまして。

そういう意味で名称っていうのは非常に重要なことなので、農業観光交流センターっていう名称では、村に人たちもそうですし、それから村外者の人たちも農業観光のみを対象とした施設というふうに考えてしまうおそれがあるなというふうに考えておるわけでありまして。

したがって、これも含めてもう少しいいネーミングが必要だなあと思っておりますけれども、再度、村長にお聞きをしたいと思っております。

○村 長 ぜひ村民の方にもう一遍アイデアでこんなネーミングはどうですかって募集をす

るっていうのも結構かと思えますし、名前が大事だっていうのは何となく私もそういう気がしておりますので、いわゆる条例上の名称はともかくとして、一番適切で、お、これは何だかここはって思うようなことをやっぱり考える必要がある。

○3 番 (松澤 文昭) 一般質問していますので、私もちょっといろいろ考えたんですが、1つだけ提案しておきます。私はふるさと体験案内所みたいなこういう名称がいいのかなあと個人的には思っておりますが、これは1つの案でありますので、ちょっと提案だけしておきます。

○村 長 それで、中川村に関心を持ってもらうためには、やはり村全体の歴史、伝統、文化、芸術の掘り起こしを行うということが大事かなあということで、この掘り起こしを行って村内外への情報発信を行うことが重要だと考えております。このことができれば文化、芸術の場として地域価値が高まって関係人口、交流人口の増加が図られると考えますけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

掘り起こすっていうと、埋もれている、実際には地下にどうか見えないところにあるんだけど掘り起こしてみたら意外と宝物が出てきたっていうときに使う言葉かと思えます。

埋もれた文化ですとか歴史、伝統は、現在もどこかに残っているけどもう廃れてしまっている、だけど脈々とどこかに残っているっていうものかと思えます。

こういった埋もれたっていう動詞が頭につくいろんなもの、歴史とか伝統、文化、こういった掘り起こしを誰がやるのかっていうことになるわけでありましてけれども、今現在でも文化財——文化財っていうと、例えば今度の坂戸橋があります、守屋貞治作の石仏がここにありますが、そういったことばかりじゃなくて、とにかく広い意味で中川村の文化財っていうようなちゃんとした冊子も出ておるわけでありまして、調査報告書がもう既に刊行されております。

ちょっと文化、芸術の場っていうふうな話も出ておりますけれども、中川の価値を高める、こういったものも含めて、ちょっと価値を高める手法っていうのは、具体的には今思いつきません。

ただし、やはり地域資源っていうものの全体を発掘して広くPRしていくということは大切だなあというふうに思うところでありまして。

今あります農業観光交流センターがこのことを担っていくっていうことは非常に難しいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、成果としてまとまっているもの、こういったものを、もう既にできておるわけでありまして、農業観光交流センターをはじめとして各所で広く発信していくこと、村のホームページでもそうです。表現の仕方とか、どうやって載せるかっていうことが今は非常に大事だと言われておりますけれども、こういったものを使って発信していくっていうことは大事だなあというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 掘り起こしていうか、例えば坂戸橋もそうですし南向発電所もそうなのですが、既成のものであるわけですね。私は、そういうものについての語り部みたいなものを交流センターが育成をして村に来た人たちに村の魅力を伝えることができれば、必然的に中川村のファンができるだろうというふうに思っておるわけです。その点について村長の考えをお聞きします。

○村 長 こういったことに詳しい方、やりたいという方、それから8番議員の御質問にも関連をして、前にそんな御質問もいただいたわけでありまして、ガイドの養成、これにつきましては公民館の事業で進めているところであります。

過日行われました南信州観光公社主催の南信の歴史、旧跡等を巡るツアーというのがあったそうでありまして。ここでは、ちょうど中川村もコースの中に入ったわけでありまして、村の歴史、文化財、伝承に詳しい方、この方が理兵衛堤防なんかもきちんとガイドしていただいて、非常によかったと、参加された方がそういう感想を持っておられたようであります。

一朝一夕にはいかないわけでありまして、こういった面では、やっぱり官民連携して様々な分野でこういった人材を育成していくことが望ましいというふうに思いますし、必要であれば、お金もかかれば、やっぱり御本人の意思と豊富な知識といえますか造詣が深いもの、こういったものがガイドになるときの一番の素養かと思っておりますし必要なことかと思っておりますけれども、人材を育成していくについては行政としてもしっかり後押しをしていきたい、こんなふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) もう一問だけ質問すると切りがいいので、そこまでちょっとやりたいと思います。

今言った掘り起こした歴史、文化、伝統、芸術の拠点といえますか、そういうものを線で結んで美しい村巡りみたいな企画を交流センターが担うべきじゃないかなあと思っておりますけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 農業観光交流センターは、なかかわ旅の案内所の看板を掲げております。村を訪れる方々に観光ですとか飲食、それから対念など、様々な案内をする場所でありまして、そういう場所と訪れた方、場所にいる人、村民、こういったところを結ぶ窓口としての役割を持っているというふうに思っております。

観光地やお店を線で結ぶ企画づくり、こういったものは必要だと思いますけれども、できれば、こういった企画はボランティアではなくて商品として、これからは有料—有料って言い方はないんですが、すぐお金に結びつけることがいいかどうかということでありまして、このようにして商品として売り出していくということも重要ではないかというふうに思います。

前段の企画のように南信州観光公社や長野伊那谷観光局と連携して、商品販売の資格があります観光公社や観光局が商品の売り出しをしていくということがいいのではないかなというふうに思います。

その際、中川村を深く知っていただいてリピーターとして村を訪れてもらう、先ほど議員もおっしゃっていましたが、そのためにはガイド等、村の魅力を発信できる体

制はどうしても必要だというふうに思います。説明する人がいなければ、ただ行って、うん橋があるんだ、ああ発電所きれいだねで終わってしまいますので、もう少し掘り下げた深い、そこにどうしてこういうものができたかっていういろんな歴史とかを聞いて初めて深い感動とか想像ができるんじゃないかと思っておりますので、そんなことを思います。

ということで、ガイド等の村の魅力を発信できる体制づくりは、村も教育委員会に任せただけではなくて、いろんな意味で、財政的な面でもしっかり支援をしたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) まだまだ聞きたいことがありますので、6番以降につきましては、また次回に回したいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長 これで松澤文昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時15分といたします。

[午後2時56分 休憩]

[午後3時13分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番 松村利宏君。

○5 番 (松村 利宏) 私は通告書に基づき2問質問いたします。

私は国のデジタル化が20年遅れていると2020年の一般質問で述べました。

昨年の菅総理大臣の所信表明では、行政のデジタル化の具体的方向、時期を示しており、評価できるというふうに考えています。

村の第6次総合計画前期基本計画ではICT活用の検討、AI・RPAなどの技術に関する情報収集を行うことになっております。

私は今後5年間でデジタル化による行政の急激な変革があるというふうに考えています。

ちなみに、御存じのとおり、もう既にデジタル庁は9月1日に出来上がっております。

それからマイナンバーカードについては、申請率は今40.4%ということで、かなり申請が進んでいるという状況になっております。

そこで、村には、国が考えている行政のデジタル化、役所に行かずともあらゆる手続ができる、今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行いどの自治体にお住まいでも行政サービスをいち早く届ける、マイナンバーカードについては今後2年半のうちにはほぼ国民に行き渡ることを目指し、2021年3月から保険証とマイナンバーカードの一体化をはじめ運転免許証のデジタル化も進めることに対応するとともに、村独自のICT化を進めるための検討を開始することを提案します。

ここは、村のほうは昨年度からコロナの対応のところはかなりいろんなICT化のところ、特に教育関連もそうですし、それから公的機関の中におけるところのいろん

な環境整備ってというのは徐々に進めておられるわけですが、そういう観点も含めて検討をやっていくことが必要だということで、村長にお聞きしたいと思います。

○村 長 これから御質問いただくことでありますが、国が推進しようとしています自治体デジタルトランスフォーメーション、自治体D Xってということに関してのことかというふうに思います。

村におきましては、国で示しております自治体D X推進計画等の趣旨に基づき、デジタル技術等を活用することで住民の利便性向上と業務の効率化、行政サービスのさらなる向上を目的としまして独自の推進体制を構築いたしまして、今、動き出したところでもあります。

国で示す5年の間だけではなく、十数年後には実は人口減少社会が来るわけでありまして、これに向けた長期的な取組をしなければならない、こういう観点で進めております。行政課題に応じて若手職員を中心としたワーキンググループを設置いたしまして、部署を横断した意味での情報共有、課題解決に向けた取組を進めております。

御質問の行政手続のオンライン化とマイナンバーカードの普及につきましては、ワーキンググループの具体的な課題というふうにしております。

行政の情報システムの標準化につきましては、国の指針どおり、国が整備をいたしますクラウド環境——これをガバメントクラウドっていうふうに言うようでありますけれども、このクラウド環境を利用した標準システムに令和7年度までには移行していく、こういう予定であります。

村独自のICT化ということは、こういった意味で国の指針に基づいたりその方向で進めていくこと、大きな流れの中ではそういうふうに進んでいく中で、村独自のICT化ってというようなことにつきましてはどういうことを一番お考えになっているのかちょっと分かりませんが、村のワーキンググループの中では、まず言われているのがホームページの改善、それから統合型の地理情報システム、それともう一つはキャッシュレス決済、こういったことについても検討を始めております。

○5 番 (松村 利宏) 今答弁いただきましたクラウドが村はもう一部へ入って、それに基づいて情報のICT化を進めているということで、さらに令和7年度までに進めるということですので、そのところをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、村独自と言いましたのは、今御回答いただきましたがいろんなことを考えておられるってことなんで、国の施策、それから県の施策っていうのはいろいろあると思いますので、これから後、細部はこれから質問していきたいと思いますので、その中でまた質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、私は行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係について考えることが必要だというふうに思っております。

行政のデジタル化の目的は住民の利便性の向上と行政運営の効率化だと考えております。

具体的には、高齢者、障害者、弱者が取り残されることがないように簡単にという

か輕易に、それから安価で使用できるということではなければならないと考えています。

今後5年以内に市町村でも行政のデジタル化に対応することが求められています。

各家庭に端末を整備するための支援、端末運用の支援、地区でデジタルが使用できない方への支援体制の整備、これを提案します。

特にここでは障害者とかそれから弱者、この辺は、前回と前々回の質問での教育のICT化のところでも環境整備していただくってということで、教育のほうで逐次各家庭のほうにも支援をしていただいているってことで環境がだいぶ整ってきているわけですが、この辺も並行的にしっかりやっていくという意味で村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 教育のデジタル化につきましては、この間ずっと整備を進めておりますし、これについては教育委員会のほうで方針に沿って確実に進めていただいております。

まず村民全体についてのことかと思いますが、いわゆる高齢であったり障害をお持ちの方、私みたいにあまり機械やこういったものがあまり得意でないという人もいるわけでありまして、得意でないからというわけにはなかなかいかないんですけど、そういう面では、情報関係の格差、こういったものが村民の中にも広がっていくおそれがあると、そのことに対する質問だというふうに思うわけでありまして。

今後のデジタル化における端末っていうもののありようであります、家庭で使うっていうふうになって考えた場合、パソコンではないだろうと、スマートフォンとすることを念頭に置いていく、これからはそういう時代だなあというふうに思います。

これを整備するための支援ということは、直接的には個人の所有物をどうするんだってことになりますので非常に難しいわけでありまして、端末運用の支援、こういったことは必要になるというふうに考えております。そのことを通じて最終的にはスマートフォンを持って、それを使っていく方が増えればいい、そういうふうに思うところであります。

デジタルが使用できないという方への支援体制についてであります、マイナンバーカードの普及と併せまして、先ほど申しましたとおりワーキンググループが発足しておりますが、ワーキンググループの一番大きな課題の1つであります。

こういうふうに進めておまして、現時点ではスマートフォンの使い方、メールですとかSNSの使い方などについて、例えば全ての地区ではありませんが高齢の皆さんについては月一ぐらいのペースで集まっているいきいきサロンっていうのがあります。こんなところで講習会を開いて実際に使って扱い方をやってみる。今度ちょうど集会施設にいわゆるWi-Fiを整備していきますので、こういったものを使って実際に動かしてみる。こういったことができるようになれば、ああ、何だ、使ってみればこうじゃないのっていう話にもなるわけでありまして、まずそういった部分を使いながら講習会を開いて慣れていただくということになるかと思っております。

誰がそれをやるのかってということについては、おいおい後でも御質問があらうかと思っておりますので、そのときにまたお願いをしたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 今御回答いただきましたとおり後でまたちょっと尋ねます。

やはり基本的に端末はスマホになるんだろうと思いますので、方向性としては私も同じというふうに考えています。今回答いただいたので、ここの部分はよく理解できたと思います。

次に、地域や組織の枠を超えた連携は行政のデジタル化の効果をより高めるといふふうに考えています。このため、自治体間で情報システムを共同利用、全国利用することにより自治体の枠を超えて活動する住民や企業の利便性が向上し、かつ情報システム調達のための各自治体の人的・財政的負担を削減できるというふうに考えます。

また、官民が協力してオープンデータやアプリケーション開発の取組を進めることにより利用者目線が強化され、かつ自治体が全て自前で行うよりも効果的、効率的にサービスが提供できるようになります。

基本的に自治体は企業と異なり非競争的であることから、このような地域や組織の枠を超えた連携が一層求められると言えます。

そこで、当然県とも連携を取られているというふうに思いますが、例えば上伊那広域とか伊那谷、先ほどありましたが上伊那だけじゃなく南信州、下伊那、すぐっていうわけにはいかないけど各市町村との連携というのをもう今から進めていくことが必要だというふうに考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○村 長 上伊那は、いわゆるコンピューターを使っでの共同処理、これを全国的にも早く進めてきたところであります。これは1つの財産だろうと思っております。

今度は、それを国の示すガバメントクラウドという方向が出ますので、これに合わせていく、乗っけていくっていうことをスムーズに行えば、これは流れとしてうまく行くのではないかなというふうに、あまり詳しくありませんので、そういうふうに思っております。

住民の生活に関わる基幹的な業務システムにつきましては、今申し上げたとおり共同調達の中で運用してきております。

長野県でも市町村の状況に応じて必要な情報システムの共同調達を実施しておりますし、自治体DXや先端技術に関する全県的な組織体制も構築されております。これは県が主導でやっておりますので、上伊那全域もそれに沿った形で進めていくということになろうかと思っております。この中に当村も参加をして情報共有ですとか事例研修を行っておるところであります。

それから下伊那の町村との連携ということではありますが、いわゆる共同調達をしてきた上伊那の電産のシステムといいますか、これとは全く違うことを下伊那はやっておりますけれども、いずれは、やはり国の大きな方向に、ガバメントクラウドという方向に乗っかっていくんだろうと思います。

今現在は、そういうことを下伊那の皆さんとどうしようっていうことは、特に話をしておる段階ではありません。

○5 番 (松村 利宏) 先ほど3番議員からありましたが、今後のリニアとか三遠南信とか、そういうのを含めていくと、やはりペーパーでやるっていう話じゃなくなってくるん

だろうと思うんです。普通のメールアドレスがあればそれでかなり行けるわけですが、その中でも住民とかいろいろ、企業とかいろいろの連携っていうのを見ていくと、今、村長が言われましたが、将来はやるようになるだろうということですが、そこら辺でしっかりと下伊那地域とも連携を取れるような——県で統制をしていくことになるんだろうと思うんですけど、そういうのも併せて検討していただければと、頭の中に入れておっていただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

次に、行政、中川村のほうでは、国、県の行政のデジタル化、今回答いただきましたが、そういうのを考慮してワーキンググループを立ち上げて今検討しているということであります。

前期基本計画の中での質の高い行政サービスを見直し、業務、時期を具体化することが必要だと考えます。

デジタル化をやるということではいろいろと質の高い行政サービスをやるというふうに言っているわけですが、このときに、今言われたようなワーキンググループでやっていることをある程度ロードマップをしっかりと作っていただいて、それを住民に分かるようにしていくことが重要だというふうに考えますが、そういう観点はどうでしょうか。

○村 長 前期の基本計画の中にあります質の高い行政サービス、これをうたっておる箇所の中では、各種手続の簡素化、それと危機管理能力の向上や職員の働き方改革ということについてICTを活用していきたい、こういうことをうたっておるところであります。

また、AIですとかロボティック・プロセス・オートメーション、RPAなどの技術に関する情報収集に努めますということにしております。

表現の強弱、こういったことはあるかもしれませんが、国、県の動向を踏まえてもこの部分を見直すという必要はないだろうと思っています。

といいますのは、基本を押さえつつ、今、自治体DXを具体的にどうやって進めるかということで、先ほどから何度も申し上げておりますとおりのワーキンググループを庁内に立ち上げて組織を起したところでもあります。議論を始めておりますので、こういうふうなことでよろしいのではないかと考えています。

いわゆる行政手続のオンライン化に関しましては、特に子育て、それから介護に関する重要な手続についてマイナンバーカードを用いた電子申請を令和4年度末までに実施することが実は求められておまして、これに即した手続整備、これを今現在検討して行っておるところであります。

それ以外の手続につきましても、村としましては、順次、電子申請の実現可能な業務から実施をしていく予定であります。判こが要るところも条例を改正しながらやめるとか、こういったことはもうどんどんやっていく時代でありますので、こういうふうにしていくべきかなあと考えています。

もう一つ、危機管理能力の向上ですとか職員の働き方改革、こういう点につきまし

ては、コロナ対策という意味もありましてWi-Fi環境の整備、リモートワーク環境の構築を既に行ってきております。

AIとRPAにつきましては検討を始めたばかりのところでありますので、今現在、いつこれがこういうふう具体的に入るのかという、そういう時期を示せる段階にはございませんけれども、順次、国の目標年次とするところに後れを取らないように村の独自の電子申請も進めていくというところで取り組んでおります。

○5 番 (松村 利宏) 今の基本計画のところについての話はよく分かりました。

何も分からないことをいきなり住民に説明する必要はないわけですが、住民へ今進められているところがある程度タイミングよく、その辺は、次年度もしくは2～3年後にはこんな状況になりますよ、考えていますよという、そういう意味での計画も中期的な計画をある程度住民のほうへ分かるようにしていくということが必要だという意味で、そのところも今後検討していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、行政のデジタル化は、将来の日本、それから村のためにも進めなきゃならないと考えています。

行政のデジタル化の推進のためには村民への説明、職員の資質向上や意識改革が必要です。

職員の資質向上、意識改革のためには、ICT能力を保有している人の確保、その人による教育、県による教育への参加、県からの派遣依頼などを今年度から計画的に行うことが必要だと考えています。

先ほどからの村長の回答でワーキンググループを立ち上げているっていうことは、この辺のところの一部進んでいるっていう認識を私は持っていますが、もう一回その辺も含めて回答いただければというふうに思います。

○村 長 ICTの基礎的な技術、こういったことにつきましては、どの業務をやっていくにも必要であります。情報担当の部署が中心になっておりますが、ここを中心にして全庁的なICT研修を定期的実施して職員の資質向上を図っております。

実は、いわゆるICT化を支援してくれている企業があります。ここをお願いをして、具体的なこれから進めようとしている、何ていいますか、スピードといいますか、いわゆる年次の計画、それから何を何のために目指すのかということ、それから職員自らがどういことを改革していかなきゃいけないか、先ほど将来は人口が減るということを申し上げましたが、まさに将来人口が減る中で今の若手の人たちがこれから業務を担っていくこととなりますので、その覚悟と、そういう方向まで含めて何回かに分けて研修をしていただいておりますので、そういう意味で、そういうところをお願いもしつつやっていくということでもあります。

今後の一番は、行政を担う若手職員の育成、こういったものに努めていく必要があるかと思っております。

また、国の計画では外部人材の活用ですとか専門的な組織、人員体制の整備といった点にも触れておりますので、今後についてはそういった検討も必要となってくると

いうふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) やはり職員の若手の人たちが具体的にどういうことを将来村のためにやっていったらいいかということ、やっぱりそれが一番人材育成ということで重要だと思いますので、今回回答いただいたことをしっかりと進めていただければというふうに思います。

次に、住民が行政のデジタル化に取り残されないようにするためには、今からICT支援員を養成することが必要になります。

先ほど、ちょっと一部の回答で、ワーキンググループの中では、住民に、特に高齢者の方、この辺にスマホをどのように教えていくかっていうことをもういろいろとシミュレーションされているということですが、この中でも特に、これは仮称ですけど、もう一つのやり方として村の社会教育でのICT支援員養成教育、そういうようなものを行うことによって、地域でやっていくのも必要なんですけども、その前に地域の住民の方に来ていただいて核となる人たちを養成していく、それによって地区でまたやっていくと、やれるやり方としてはいろんなやり方があると思うんですけども、この辺のところの社会教育でやっていくという観点で教育長と村長の見解をお聞きできればというふうに思います。

○村 長 それでは、まず最初に、デジタル化に取り残されるとは言いませんが、なかなか使用しにくい、こういう方々、高齢者をはじめとした人たちへの支援体制、この御質問のところでも各地区の段階での支援、例えばいきいきサロンのような場所であるということも申し上げました。それを説明していく講師をどうやって育成していくのかという問題になるわけでありまして。

国は携帯電話ショップのある場所、それとか人材を例に挙げてはいますが、中川村ではそんなわけにはいきませんので、住民の中に人材を育成していくのは、議員がおっしゃるのは1つの考え方だと思います。これは検討していかなければならないとは思っています。

もう一つ、手っ取り早いという言い方はありませんが、一定の技術を持った方、こういった人材をもう特化して地域おこし協力隊ですとか集落支援員という形で雇用して、こういう皆さんにもうしっかり根を張った説明等をやってもらって、こういうことが非常に早いのではないかっていうようなことも考えたりもしております。

いずれにしても、どういった支援をしていくのかというようなアイデア、企画が重要になってきますので、そういうアイデアと企画の方向が定まったら、その延長線上に教育とか育成メニューはこうしましょう、こういうものができると思っております。

○教育長 中川村における行政のデジタル化がどのような現状や実態の中でどのような形になっていくのかっていうことが、教育委員会としましてもまだイメージできている段階にございません。

社会教育でICT支援員養成教育を行う御提案を今いただいたわけですが、教育委員会としましては、今お話ししたようにちょっと形がまだ見えていな

い状況の中で、住民の皆様の意識であるとか、あるいはニーズについてもまだ把握することもできない状況もありますので、御提案については1つの考え方だとは思いますが、現段階での実施については考えておりません。

何らかの取組をするにせよ、今後、村の方向性に沿って取り組むことになろうかとは思っております。

また、議員も御承知のとおり小中学校でGIGAスクール構想を推進しているところでございますが、今、各学校でオンラインによる授業も想定した接続確認をする段階まで来ておまして、今、中学では終え、小学校ではこれから進めるところであります。

この4月に1人1端末を配置して取組を始めたわけですが、授業等を目の当たりにしますと、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育の9年間でICT教育を積み上げた子どもたちは、本当に将来のデジタル化された社会を生き抜く力を身につけていくということを確認しておりますし、こうした子どもたちの力が中川村においても、またこういうデジタル化に対しても、また地域の中でも家庭の中でも大きな力になっていくのではないかと、そのような期待もしておるところでございます。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただいたとおりでいいと思います。

ちょっと私の個人的なところを振り返ってみますと、20歳代は東京にいたわけですが、公衆電話とかポケベルで、必需品がテレホンカードと10円玉でした。これは、私と同年代以上の方はもう皆さん同じ体験をされていると思います。

30歳代になってようやく、PHSのショートメールっていうんですか、簡単な携帯のようなあれで、ようやくちょっと公衆電話を使わなくてもよくなってきたかなあというのが30歳代。

40歳代でもうちょっとよくなった携帯が出まして、それでメールがある程度やれるようになったんでよかった。

私今66歳ですけど、当時の年齢で40歳代、40歳代の後半からは、もう早い人の携帯はスマホで、ウインドウズで、ばあっとある程度はスマホでもってやっていたんですね。見させてもらったら、これはいいねと、今とほとんど変わらないです。ただ、精度は悪かったり遅かったりいろいろしましたけど、そういうのでやっていた。ということは、私が45歳頃、20年前、もう初代のスマホが出て、その体制ができていたという状況です。

今、教育長さんが言われたとおり、これから9年間、小学1年から教育することによって、その環境でもうずっと慣れていくわけですから、それは絶対的なもので、逆にその体制になっていないと、逆に子どもたちが大人になったときには非常に困る体制になるんだろうと思うんで、そういう意味では非常に安心しているんで、その辺のところをしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

ここで、デジタル化のところちょっとお願いがあるんですけども、特にパソコン等なんですけれども、やはりWi-Fiの環境で、どうしてもいろいろそこで使う人の人数に応じて速度が遅かったり速かったりするんで、その辺のところ、特に教育

のほうでは一遍に多数の人が使うとちょっと支障があるんじゃないかと私は思いますので、そういうのも見越してまた徐々に使いやすいような体制をつくっていただければというふうに思います。

じゃあ次の質問に参ります。

村の活性化・人口減少対応ということでもあります。

過疎新法が今年4月1日に施行になりました。期限は10年間ということになります。

支援の目的は自立促進から持続的発展となりました。

過疎地の活性化を支援するということになりますけれども、支援の重点は、移住促進・企業移転による雇用創出、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育などデジタル化の推進、交通手段確保・買物・子育て環境確保などです。

これは、村が過疎法を使いたいってということで要望して、国のほうで認可を受けたということになります。

そうすると、今度は今までと違うこと、目的が全然違いますんで過疎新法を活用して持続的発展をしなければならないということになります。これは利子が非常に安く使い勝手がいいわけですが、これは税金ですので、このことをしっかりやらないと、この目的を達成しなければ、ある意味、国から見たときに中川村は何をやっているんだと——今まではよかったですね、自立促進でしたから自立すればよかったわけです。そのところをしっかりと肝に銘じておかないと、今までと同じように使うっていう話にはならないんだろうと思います。当然同じような使い方はできるわけですが、あくまでもそこには目的があるわけですから、そこにも重点箇所がしっかりと示されているわけですから、そういう観点で質問をしていきたいというふうに思います。

2030年までの10年間、過疎新法を使用する事業は持続的発展のために使用することが求められます。その重点は移住促進、企業移転による雇用創出を行うことが必要になります。

村は過疎新法を使用して村の持続的発展のために移住促進、企業移転による雇用創出を積極的に行わなければならないと考えます。この辺の見解について村長はどのようにお考えでしょうか。

○村 長 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年法律第19号であります。成立をしております。

この4条で過疎地域の持続的発展のための対策について述べております。

第1条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

こういうふうに規定をしております。それは何かっていいますと、7つの目標を定めておるわけでありまして、例えば

1 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

2 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

など7項目の目標を定めております。

移住及び定住の促進ですとか企業立地の促進と雇用機会の拡充については法律の目標のとおりであります。

この法律の中の最初の趣旨にありますとおり持続的発展できるように努力せえと、そのためにいろんな意味で税制上の優遇措置、あるいは自治体の起債といいまして、御承知のとおりですけど、お金を借りてやっていくことについては交付税でしっかり補填してあげますからというのがこの法律の趣旨かと思えます。

○5 番 (松村 利宏) 私も村長と全く同じ認識なんで、同じ認識だということで理解して、次の質問に参ります。

私は2019年3月定例会一般質問で村の活性化・人口減少対応は快適さをキーワードに進めることが必要と提案しました。

第6次総合計画には快適さを追求する項目が入っています。

村長は2021年新年の辞で第6次総合計画の推進を重視するとしています。

村は四季折々の景観、風土、文化、食などの資源を保有しており、快適に暮らすことができる素地があります。

そのためには関係・交流人口の増加と移住促進、結婚・出産・子育て世代が村で暮らし続けられる環境を整備することが必要になります。

関係・交流人口は、コロナウイルス感染症、豪雨災害により観光農園客、観光客が減少し、進捗していません。村を訪れるのを待つのではなく、ICTを活用して村が情報を一元化することが必要になります。村に直接来なくてもICTによるモニター上では関係・交流人口を増大することができます。

村の快適さをPRできる情報を作成し一元的に情報を発信する体制整備を行うことを提案します。

これは、私も何回も見ましたが、今、村のホームページにはいろいろ、例えば交流センターでは陣馬形山とかいろいろ含めてかなりいろんな発信をされています。それから、子育てのところの移住とかそういうところは、また別のところで発信されているっていうふうにもいろいろ見ていくとなっています。空き家情報とか、いろいろなところへ入っているんで、この辺を戦略的に一元化して、その辺で中川村に関心を持ちたいという人、移住まで含めて、子育てまで含めて、雇用まで含めて、そういう一元化的な体制をつくるということが必要だというふうに思いますが、そういう観点での見解をお聞きします。

○村 長 村のホームページにつきましては、現在、庁内にワーキンググループを設けて検討を進めておるところでございます。

しかしながら、交流や観光の情報まで一元化ということになりますと、むらづくり係や農業観光交流センターを中心に検討することになるのかなあというふうに思いま

す。

いずれにしても、従来、ホームページについては村民の方が見たときに村の情報に分かりやすいこと、これがまず第一であったはずなんです。ちょっと改革をしたつもりなんですけど、直して3年目になりますけれども、まだ必要な情報にちょっと到達しにくいということをいろんな方に言われますのと、議会の中でもいろんな議論をしていく中で、やはりホームページの1つのよりどころとして外から来る方が中川村をどうやって見るのか、いろんな意味での移住とか定住とか、中川みたいところで農産物を見ていたら、ああこんなことがあるのかって、そういう面での発信っていうか情報を受け取る窓口でもあるはずですから、この2つ、村民から見ても情報が分かりやすい、それから外からの方も非常に興味を持って見てもらえる、やっぱりこういうふうに作り変えるように、非常に難しい問題なんですけど、今これをやっていかないと、どうも取り残されるという言い方はないんですけど、もうそういう時代かと思えますので、これについては、もう先ほどから申しておりますとおりワーキンググループというもので早急に検討しなければならない課題だと思っています。

前の議会の後の全員協議会でも、移住・定住についての情報、空き家情報等が非常に載っていないじゃないかという、これではというような御意見もいただきましたので、いろんな意味でこれから直していくことになろうと思います。

ただ言えることは、お金もかかるでしょうけど、どうしていくかっていう村の将来を規定していくことですから、これは重要な課題として捉えて直していきたいと、こういう思いであります。

○5 番 (松村 利宏) 今回答えいただきましたワーキンググループ、いろいろ立ち上げられているっていうことで非常に喜ばしいことですので、今ありましたように村が発展するためにはどうしても必要なことですので、その辺も含めてまた検討を進めていただければというふうに思います。

次に参ります。

移住促進は、村を訪れることができないためICT活用による関係・交流人口を増大し、村の快適さに関心を持ってもらわなければなりません。

移住のためには、村営住宅、空き家、土地についての情報発信が必要になります。

特に空き家、土地は地権者との調整が不可欠ですが、ここ数年を見ていると、先ほど村長からも回答がありましたが不動産屋が管理している空き家が使われています。

村は住民の持ち家調査を定期的に行っていますが、空き家になりそうな場合は地権者に直接母屋の貸出し等を説明できる体制を整備することが必要だというふうに考えます。

また、移住者の宅地購入を容易にするため、宅地としてのエリアを選定し、ゾーニングが必要だというふうに考えます。

先ほどの3番議員への回答で村長から地区ごと一括してというんじゃなくて、いろんな箇所、適地を宅地化していくという回答がありましたけれども、再度そういう観点で、要するに空き家をどういうふうに地権者にやっていくかっていう、どの組織



でしっかりつくっていくのか、例えば部外の法人みたいなところに預けてやらせるのか、そういう意味も含めて回答いただければというふうに思います。

○村 長 今お住まいになっている方が高齢になって施設等に入れ、あるいは都会で暮らしている皆さんのところ、家族の下に転居したりという場合、それから、施設に入所して、そして亡くなった場合には空き家になるわけでありまして。空き家になる場合は、相続すると考えられる人が村に相談に来られるケース、また親戚の方から相談がある場合も多々ございます。

その場合の相談窓口は地域政策課むらづくり係でありますけれども、村の公式ホームページ、広報等を通じてこれにつきましてはこういうところが窓口ですよっていうのを常に発信をしていく、ホームページでもそうですけれども、これしかないだろうというふうに思っております。

前からずっと言っておりますけれども、移住を希望される方、空き家を求めている方についてですけど、電話で照会してくるケースが非常に多くあります。気に入った物件については立地場所も当然選定の対象になると思いますが、こういった場合は非常に誘導することは難しいわけでありまして。

宅地を購入する目的で来られる場合には、建築が難しい土石流危険区域、一団の農地の真ん中などは到底宅地化はできませんので、その都度これは説明するしかないだろうというふうに思っております。

まとめますと、土地利用の仕分けっていうのは大体できております。先ほどの集落の中に小規模ながらここがいいっていうところは、もちろん地域の引っ張りとか要望もあります。前提としてあるわけですけど、こういったところについても制約はありますけれども、当然一団の農地のど真ん中は無理ですから、こういったところの全体を申し上げるならば、土地利用の仕分けはもう大体できておりますので、こちらとしては誘導すべき場所を紹介していくのみというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 仕分けができていうことで、また1つ安心をしたわけです。

この辺のところは、ある意味では地区の関係者とか言えないところもあるのかもしれないんですけど、そういうのも含めて地区のほうも活性化をしていきたいっていうふうに考えていると思いますんで、その辺のところでも連携を取れるんだったら取っていただきたいなあというふうに思っております。その辺も含めてしっかりとお願いしたいと思っています。

それから、次に行きます。

私は2020年3月定例会一般質問で、農山村の景観や文化を守ること、そこで生活する人々の雇用創出のため企業を誘致することを両立することが必要、村民の雇用確保のため村の魅力を生かした産業育成だけでなく多様な職種の新たな産業を育成できるようにすることが必要と提案しました。

村長からは、情報関連企業を誘致することが必要だと回答をいただきました。

2019年6月定例会一般質問で企業誘致のためには土地のゾーニングが必要と提案しました。

村長からは土地の在り方を見直して国、県と調整していくことが必要だと回答をいただきました。

コロナウイルス感染症により都市部から田舎へ人口流出、テレワークの拡大により田舎での事業継続が可能になりました。

また、都市部の本社機能を田舎へ移転する動きも加速しています。これは、いきなりこういう長野県の伊那谷っていうわけじゃなくて、東京近郊の千葉県とか埼玉県とか神奈川県ではもうかなり起きていますけれども、なかなか離れたところまでは来られないという状況になっています。

第2期中川村まち・ひと・しごと創生総合戦略では企業活動の支援と創業支援の具体的施策として専門性の高い企業を誘致するとしています。

私は2019年6月定例会一般質問で、行政は企業を誘致するエリアを選定し、ゾーニングを行い、企業の誘致ができる体制を計画的に整備することが必要と質問し、第6次総合計画に企業誘致のためのゾーニングが反映されました。

企業誘致エリア選定、ゾーニングを加速することが必要だと考えます。

それから、国道153号線沿いの荒廃農地、未使用農地を企業誘致エリアに選定しゾーニングすることが必要だというふうに考えています。

私は何回もこの辺のところを質問しているわけですが、私がこちらへ帰ってきてから10年たちます。その前に何回か帰ってきているときから何も変わってなく、未活用農地どころか何も活用されていない農地ばかりです。これは、ある意味、異常だというふうにしか思えないんですね。

有効活用するためにどうしたらいいかっていうのは、これは地権者がいますよ、地権者がいますけれども、村として何も方向性が出されていないんだらうというふうに思います。

これは私が議員になる直前のときにいろいろ聞いたんですが、過疎法のお金がないという話がありました。それには過疎法があるじゃないですかと言ったら、いや自立のためだから、目的ではそんなことをやる必要がないんだと言う方が行政の中に相当数いました。それは、もう根拠が一気に変わったわけです。

それから、次の質問とも重なりますが、水がない、何々がないという話で何もできないと、だから企業誘致はできないんだというので一刀両断となっていました。大きなお金は使えないにしても過疎法を使ってそういうのをやればいいんじゃないかと、いや、逆にやらなければならないんじゃないかという時代が変わったんだと思います。

そういう観点で、4番と5番のところを併せて見解をお聞きしたいと思います。

○村 長 まず1点目の御質問であります。

企業誘致のエリアの選定とゾーニングを加速化すべきであるということ、具体的に国道153号沿いの荒廃農地を例に出していただいたわけでありましてけれども、このことについてまずお答えをしたいと思います。

まず企業誘致のエリアの件であります。

これについては、当然、絵を描くだけではなくて、現地権者の了解が要るかと思

ます。了解を得るということを前提に、まず示さなければなりませんので、このことを示していくということが必要であろうかと思えます。

言い訳のように聞こえるかもしれませんが、農振農用地が農地の大部分を占めておりますこの村にありましては、長野県との調整は非常に問題であります。ハードルが高いということでもあります。壁は高くても動かないことには始まりませんので、これは、やっていきたいと思っております。周到な準備と、当然、土地利用を変えてこういうふうにしたいというだけの権限者を納得させるだけのものが要することも事実だということだけは常に思っておるところでございます。

国道 153 号沿いの荒廃農地でございますけれども、具体的に出していいか、出しちゃいますけど、南田島の地籍の国道の西側に隣接する農地かなあというふうに推測するわけでありまして、企業誘致エリアとするには面積要件で少し小さいのかなあというふうにも思えます。

もちろん来る企業によって、大規模な物すごく広大な土地の要るところもありますし、そうじゃなくても企業のタイプによってはいろいろ分かれるかとは思いますが。

個人的に思うのは、もし仮に西側の農地をエリアに取り込めばということでもありますけれども、農地としては、あそこは圃場整備をやったところでありまして、当然農業を振興するという前提で国のお金も入っておりますので、一般的には公告っていいですか告示をして、完了公告が平成 13 年だと思えますが、事業が完了したよということから 8 年を経過しないとその場所を違う土地利用するということは難しいというふうに言われておりますので……。何が言いたいかといいますと、これを西側の農地を含めてっていうことは難しいんでないかと思えます。

そこへいきますと、田島、中田島、南田島の国道 153 号の東西に隣接している農地、これについては大部分が将来的な農用地としての利用から外してありますので、何とかこの利用を中心に考えられないかということでもあります。

ただし、実はあそこは国道を高くして造ってあるんですね。保谷沢川とか八幡沢川とか天竜川みたいな川を乗り越えていくのにどうしても高くせざるを得なかったという形でああいう格好になっております。

このところは商業地としての利用っていうものを最初から想定をして外してあるというふうに思っておるところであります。

それと、もう一つの御質問でありますけれども、企業誘致に必要な阻害事項について、例えば過疎法を使用して解決すべきであるということでもありますけれども、誘致にふさわしいエリアをこれから選定していくことになるわけでもあります。といいますのは第 6 次総合計画の中で言っていることでもあります。

他市町村から後れを取っておくことは、現実として認めます。後れを取っていても手順として進めるしかないだろうというふうに思えます。

企業誘致に必要な阻害事項として工業用水の確保ということを挙げていらっしゃるんですが、これは業種による、業態による、多量にそういう水を必要とするところ

ろなんだろうなあと思っております。

一番企業が考えるのは、まず物流だろうなというふうに思います。物流というのは、例えば国道ですとか高速道路、こういったところから非常にアクセスがいいこと、それから周辺の環境が静かであるとか、いろいろあろうかと思えます。

それと、もう一つ、最近思いますのは、自然災害がこれだけ多くなりますと当然、企業としても広くてここいいねっていうばかりじゃなくて浸水等の自然災害のリスクの小さい場所、こういったものを企業側は選定してくるんじゃないかということも想像するわけでもあります。

そういう意味で、今日、議案をさせていただいて承認をいただいたわけですが、中川村商工業振興条例の改正、これはまさに新しい過疎新法の中で特に企業が立地をするときに特典として示されている、いわゆる固定資産税の減免、これについては、減免をした場合には国から補填をしましょうと、こういう後押しを言っておるわけでありまして、ぜひこれからも企業の照会するときにはこういう面も大いに説明をして、全面的に出していきたいと思っております。

それから、このことについては上限が 1,200 万円か 1,300 万円でしたか、これが引き下がって 500 万円を超えるもの、それから建物についても使えますし、既存の企業の拡張、設備投資にも大いに使えますので、こういった面では今ある企業も十分支援していきたいと、こんなふうに考えておるところであります。

○ 5 番 (松村 利宏) 今ありました 153 号線の左右のエリアのところもという意味で私も書いておきましたんで、同じ観点でやっていただければというふうに思います。

ちょっと時間がないわけですが、最後に、中川村における出産、子育てにおいて問題になるのは、女性の仕事の継続、子どもの健康対応、子どもの育児相談、それから子どもの教育相談、教育費の確保など、こういうことがあると思えます。

出産・子育て環境整備は ICT を活用して窓口を一本化し短時間で相談、処置ができるようにすることが必要と考えます。

女性の仕事の継続のためには、出産後も仕事ができるように仕事に関する情報発信が必要になります。要するに村内での雇用の拡大っていうのがまず一つ重要になってくるかと思えます。

それから、需要と希望者のマッチングについて ICT を活用し情報を発信できる体制を確立することが必要だと考えます。

先ほど回答いただいた中ではワーキンググループでこういうところをやっているというふうに回答いただいたわけですが、特に雇用拡大っていうのは、今、企業を誘致するとか、そのほか今ある企業さんとか、いろんな農業関係でもいいんですけども、そういうところで雇用に拡大していくということも含めて回答いただければというふうに思います。

○ 村 長 ICT を活用して窓口を一本化するということにつきましては、自治体 DX の目指す方向でもございます。そのためには手続が電子化されていなければなりません。現在、庁内でワーキンググループ検討を始めておるところであります。

もう一つ、これは冒頭の御挨拶でも申し上げましたけれども、雇用情勢は回復をしてきております。

パート的な働き方であれば、ハローワークの求人情報は村のホームページでも公開しておりますので、大いに利用していただければというふうに考えております。

村内農業の主力である果樹農家の中にはパートタイム的な労働力を望む声が大きいです。そのため、村の営農センターでは、先ほどから申し上げておりますとおり子育て世代の人材とのマッチング、これも進めております。

I C Tの観点から言えば、また農協も1日農業バイトというようなシステムもつくっております。スマホを使って1日単位のバイト的な働き方が可能だということでもありますので、副業的な働き方も含めて農業の多様なニーズに多様な働き方で対応できるものとしてスタートをしておるということでもあります。

これは農業が中心になるわけでありましてけれども、このような取組を具体的に進めていきたい。こういうことで地域の雇用の活性化が図れる1つの、何ていいますか、きっかけになるのではないかということに大いに期待し、また取組を進めていきたいと思っております。

○5 番 (松村 利宏) 以上で私の質問を終わります。

○議長 これで松村利宏君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時13分 散会]